

第 5 9 号議案

福井県文化財保存活用大綱の策定について

福井県文化財保存活用大綱を別紙のとおり策定する。

令和 2 年 3 月 2 3 日提出

教 育 長            豊 北 欽 一

提 案 理 由

福井県文化財保存活用大綱を策定したいので、この案を提出する。



# 福井県文化財保存活用大綱

令和2年3月

福井県教育委員会



## はじめに

福井県は、古くから「越山若水」と呼ばれるように、越前の風格ある緑豊かな山々と若狭の清らかな水に代表される自然が豊かな場所であります。この自然豊かな土地で、古代より現代にいたるまで多くの優れた人物を輩出するとともに、貴重な文化が人々の生活の中で育まれてきました。

その結果、本県には長い間、大切に継承されてきた地域の特徴を示す貴重な文化財が数多く残されています。これらは、地域の歴史や文化を理解するうえで重要であるとともに、将来の文化発展の基礎となるものであります。

また、本県ゆかりの人々で文化財保護に尽くした人物も多くいます。例えば、古社寺保存法（現在の文化財保護法）制定と帝国博物館（現在の東京国立博物館）の整備に尽力した岡倉天心をはじめ、エドワード・S・モースと共に大森貝塚の発掘を行い、日本人だけによる初めての発掘調査にあたった佐々木忠次郎、全国の価値ある遺跡を数多く史跡指定に導いた上田三平などがいます。

彼らの精神を受け継ぎ文化財保護に努めてまいりましたが、近年の過疎化・少子高齢化等により文化財を取り巻く状況は著しく変化しており、本県の貴重な文化財の滅失・散逸等が危ぶまれています。そして、その防止が緊急の課題となっています。文化財を適切に保存・活用し、次世代に継承していくための総合的な文化財保護政策の必要性は、今後ますます高まっていくことでしょう。

こうした状況の中で、平成 31 年 4 月に文化財保護法が改正施行されました。これを受けて、本県においても県や市町、県民など、地域全体で連携・協力しながら文化財の保存・活用に取り組む共通の方針として、「福井県文化財保存活用大綱」を策定いたしました。

先人により大切に継承されてきたふるさと福井の文化財を、県民の皆様と協力しながら確実に次世代へ伝えていく思いを込めて、大綱の基本理念を『魅力ある福井の文化財』を未来へつなぎ、愛着と誇りある郷土を目指して」と定めました。

この理念のもと皆様と共に地域社会総がかりで、福井県の歴史や文化、自然とともに育まれた文化財を次の世代に引き継ぐとともに、郷土への愛着や誇りを醸成し、未来に向けて、魅力あふれる福井を創ることを目指してまいります。

令和 2 年 3 月

福井県教育委員会  
教育長 豊北 欽一



# 福井県文化財保存活用大綱

## <目次>

はじめに	-----	
序章	-----	
第1節 大綱策定の背景と目的	.....	1
第2節 大綱の位置づけ	.....	3
(1) 総合計画との関係	.....	3
(2) 教育に関する計画等との関係	.....	4
(3) その他の計画等との関係	.....	4
第1章 文化財の保存・活用に関する基本的方針	-----	
第1節 福井県の歴史・地理的環境と文化財	.....	5
(1) 福井県の歴史・地理的環境	.....	5
(2) 福井県の文化財	.....	8
第2節 文化財を取り巻く現状と課題	.....	12
(1) 文化財の維持・管理等に係る現状と課題	.....	13
(2) 文化財を担う人材確保に係る現状と課題	.....	14
(3) 各文化財の現状と課題	.....	14
(4) 未指定文化財の現状と課題	.....	17
第3節 文化財保存と活用の方針	.....	18
(1) 今後目指すべき方向性	.....	18
(2) 保存・活用の方針	.....	19
第2章 文化財の保存・活用を図るために講ずる措置	-----	
第1節 調査・指定等	.....	21
(1) 調査	.....	21
(2) 指定等	.....	22
第2節 保存	.....	23
(1) 分野毎の保存方針	.....	23
(2) 文化財収蔵施設の充実化	.....	28
(3) 所有者、保存団体、管理団体への支援	.....	28
第3節 修理・整備等	.....	29
(1) 分野別の修理・整備方針	.....	29
(2) 修理・整備に対する支援	.....	30
第4節 活用	.....	30
(1) 学校教育・社会教育への活用	.....	31
(2) まちづくり・公開への活用	.....	31
第5節 人材の育成・確保	.....	32
(1) 人材の育成	.....	32

(2) 人材の確保	33
<b>第3章 市町への支援の方針</b>	
第1節 市町が行う保存・活用に関して	34
(1) 調査の取組みへの支援	34
(2) 保存の取組みへの支援	34
(3) 修理・整備の取組みへの支援	34
(4) 活用の取組みへの支援	35
(5) その他の取組みへの支援	35
第2節 地域計画を作成する際の相談や指導・助言等の方針	36
(1) 基本の方針	36
(2) 地域計画を作成することが難しい市町への方針	36
<b>第4章 文化財の防災・災害等発生時の対応</b>	
第1節 防災意識の向上と被災リスクの把握	37
(1) 防災意識の向上	37
(2) 被災リスクの把握	37
第2節 被災前の予防的対応	38
(1) 所有者の文化財管理状況の確認と管理指導	38
(2) 文化財防災ハザードマップに基づいた文化財被害の予防	38
(3) 個々の文化財の防災対策	38
第3節 起こりうる災害と想定される文化財毀損等	38
(1) 自然災害	38
(2) その他	39
第4節 被災時における対応	40
(1) 防災対策に係る役割分担	40
(2) 災害、盗難発生時の対応	40
第5節 防災・防犯管理について	41
(1) 文化財防災・防犯マニュアルの作成	41
(2) 文化財保護指導委員による巡視・点検	43
第6節 文化財レスキューネットワークの構築	43
<b>第5章 文化財の保存・活用の推進体制</b>	
第1節 地方文化財保護審議会	44
(1) 県の文化財保護審議会	44
(2) 市町の文化財保護審議会	44
第2節 文化財保護主管課の役割	44
(1) 生涯学習・文化財課	44
(2) 文化財保護指導委員	45

(3) 市町文化財保護主管課との協力	45
第3節 関係機関との情報交流を通じた積極的な協力	46
(1) 文化財関係施設との協力	46
(2) 関係省庁・部局、他県との協力	46
(3) 教育機関との協力	47
(4) 民間・NPO・大学との協力	48
(5) 文化財所有者との今後の協力	49

## <挿図目次>

図1 福井県文化財保存活用大綱の位置付け	3
図2 福井県の将来推計人口	12
図3 指定文化財件数	13
図4 県内文化財レスキュー連携ネットワーク図(案)	43
図5 文化財を取り巻く協働関係	49

## <表目次>

表1 福井県文化財保存活用大綱策定の背景における法・条例等の沿革	2
表2 管理者変更件数	13
表3 県内のふるさと文化財の森設定地	29
表4 文化財に被害を及ぼすと想定される自然災害	39
表5 人の手による文化財の毀損・損失	39
表6 防災対策に係る役割分担表	40
表7 県及び市町の文化財保護審議会委員数	44

## <写真目次>

写真1 味真野小学生による披露	47
写真2 杓見小学校での杓見御田植祭保存会による祭礼の解説	47
写真3 「敦賀西町の綱引き」準備作業風景	48
写真4 武蔵野美術大学による出前授業	48

## <別添資料>

1 策定までの経緯	51
2 福井県の文化財保存・活用に関する各種計画	52
3 福井県内の国指定・県指定等文化財件数	54
4 県内文化財専門職員数	55
5 法令上の文化財の定義	56



6	国・県による主な調査報告書	58
7	生涯学習・文化財課 補助金一覧	61
8	本県で認定されている日本遺産	64
9	福井県内で近年に起こった災害による主な文化財被害	66
10	県内の文化財関係施設とその特色	67

## 序 章

### 第 1 節 大綱策定の背景と目的

全国的な過疎化・少子高齢化等の社会状況の変化を背景に、文化財の維持管理や活用の担い手不足が深刻化しており、福井県においても、各地の貴重な文化財の滅失・散逸等の防止が緊急の課題となっている。

平成 31 年 4 月 1 日より改正施行された文化財保護法（以下、法）は、「文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用の在り方について（第一次答申）」（平成 29 年 12 月 8 日文化審議会）を踏まえ、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図るものである。これまで価値付けが明確でなかった未指定を含めた有形・無形の文化財をまちづくりに活かしつつ、文化財継承の担い手を確保し、地域社会総がかりで取り組んでいくことのできる体制づくりを整備する必要性が述べられている。

この中で、都道府県教育委員会は、「文化財の保存及び活用に関する総合的な施策の大綱」を策定できることとなった。

これを受けて、本県においても文化財の保存・活用の基本的な方向性を明確化し、県や市町、県民など、地域全体で連携・協力しながら文化財の保存・活用に取り組む共通の基盤として、「福井県文化財保存活用大綱」を策定することとした（策定の経緯については、別添資料 1 「策定までの経緯」を参照）。

大綱を策定することで、県内の市町が作成できる文化財保存活用地域計画や市町の文化財保護行政が相互に矛盾なく、同じ方針の下に保存と活用に取り組むことが可能となる。また、複数市町にまたがる歴史的・文化的関連性を有する地域圏・文化圏において、当該圏域に特化した文化財の保存と活用の方針を定めることで、関係する市町が円滑に連携して取り組むことが可能となる。

この大綱により、文化財に対する県民の関心や理解が深まり、本県に所在する文化財を適切に保存・活用するとともに文化財保護行政が円滑に推進されることが期待される。

なお、本大綱は、本県における文化財の保存・活用の基本的な方向性等を定めるものであり、特定の期間を設定しないが、社会状況の変化や本県の総合計画の改定等の状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

表1 福井県文化財保存活用大綱策定の背景における法・条例等の沿革

年（西暦）	出来事
明治30年（1897）	古社寺保存法制定（法律第49号）
大正6年（1917）	史蹟勝地調査職員を設置、調査主任は上田三平
大正8年（1919）	史蹟名勝天然記念物保存法制定（法律第44号）
大正12年（1923）	史蹟勝地調査職員を名勝史蹟天然記念物調査員に改組
昭和4年（1929）	国宝保存法制定（法律第17号）
昭和16年（1941）	福井県史蹟名勝天然記念物保存委員会規程を設置
昭和24年（1949）	福井県史蹟名勝天然記念物保存委員会規程を制定、委員15名を委嘱
昭和25年（1950）	<b>文化財保護法制定（法律第214号）</b>
昭和27年（1952）	福井県文化財保護条例（旧）を制定（昭27年条例第31号） 福井県文化財専門委員会が新たに結成
昭和28年（1953）	福井県指定文化財の指定開始
昭和34年（1959）	福井県文化財保護条例（旧）を全面改正（7月31日条例第39号）
昭和49年（1974）	福井県文化財保護管理指導事業（文化財パトロール）の開始
昭和50年（1975）	<b>福井県文化財保護条例（新）を改正</b> （昭50年条例第52号） ※ 教育委員会に文化財保護審議会を設置 他
昭和51年（1976）	福井県文化財保護条例施行規則を公布（規則第1号） 福井県文化財専門委員規則の廃止 福井県無形民俗文化財保護協議会が発足
平成4年（1992）	条例改正（3月26日条例第2号） ※罰則の強化
平成12年（2000）	財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例の一部改正（3月21日条例第96号）
平成30年（2018） 6月	文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成30年法律第42号）
平成31年（2019） 3月	文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針通知（30文庁第1123号文化庁次長通知）
4月	文化財保護法（改正）施行

## 第2節 大綱の位置付け

本大綱は、法第183条の2「都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な施策の大綱を定めることができる。」の規定に基づき、福井県文化財保護条例第1条「この条例は、文化財保護法第百八十二条第二項の規定に基き、同法の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で県の区域内に存するもののうち重要なものについて、その保存および活用のため必要な措置を講じ、もつて県民の文化的向上に資するとともに、わが国文化の進歩に貢献することを目的とする。」に則り、本県における文化財の保存・活用の基本的な方向性を明確化し、今後の取組みに対する基本的な方針として作成するものである。そして、本県の長期的な総合計画である「福井県長期ビジョン」や教育分野における個別計画である福井県の「教育に関する大綱」における文化財分野に対して整合性を図っている。

文化財の保存と活用は、本県における人口、教育、文化芸術、観光、景観及び防災等とも関連が深いことから、これらに関する本県の各種計画と文化財保存活用大綱との整合を図った。

以下、各種計画の中での文化財分野に係る計画の位置付けについて確認する。

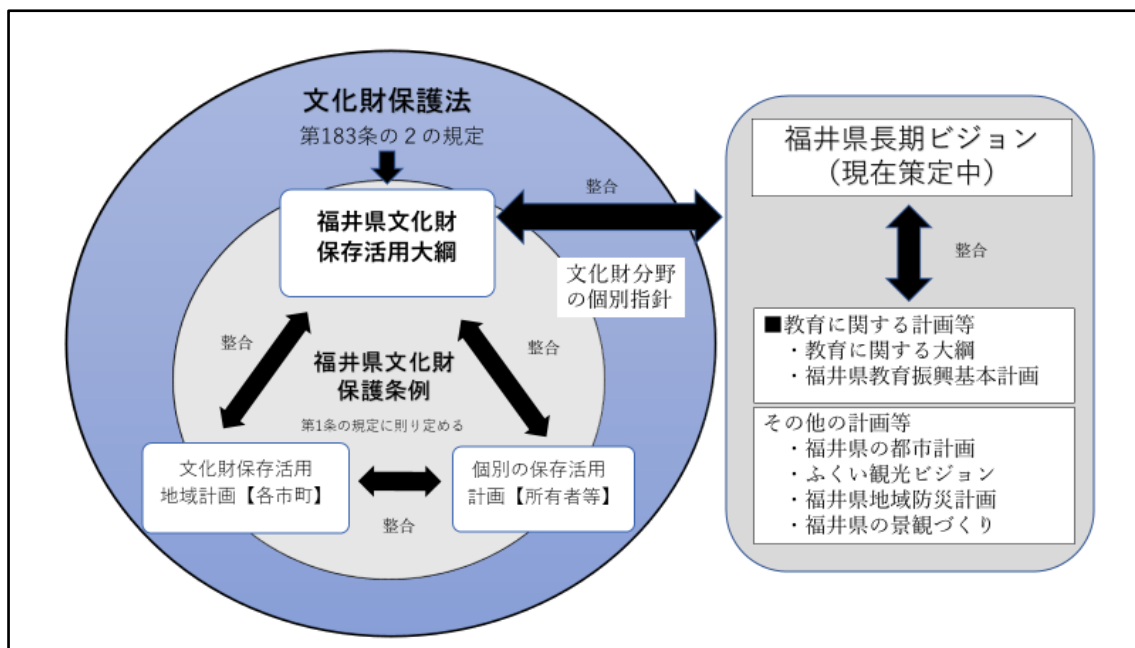


図1 福井県文化財保存活用大綱の位置付け

### (1) 総合計画との関係

#### ①総合計画「福井県長期ビジョン」(現在、策定中)

「福井県長期ビジョン」は現在策定中であるが、文化財の保存と活用について、大綱との整合性を保ちながら策定されるよう働きかけていく。

## (2) 教育に関する計画等との関係

### ①教育に関する大綱（令和2年度から令和6年度までの5年間）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項の規定に基づき、知事が定める本県の教育、学術及び文化の振興に関する施策の基本的な方針を定めている。基本理念として「一人一人の個性が輝く、ふくい未来を担う人づくり～子どもたちの「夢と希望」「ふくい愛」を育む教育の推進～」を掲げ、基本的な施策展開の方向性を示している。

文化財の保存・活用については、「Ⅲ 基本的な施策の方向性」の「1 自らの個性を發揮し、人生を切り拓くために挑戦し続ける人」の「文化芸術活動の充実」に位置付けられている。

### ②福井県教育振興基本計画（令和2年度から令和6年度までの5年間）

「教育に関する大綱」において示された基本理念及び基本的な方針に沿って、具体的な施策を進めるための行動計画であるとともに、教育基本法第17条第2項の規定に基づき定める本県教育の振興のための施策に関する基本的な計画である。

文化財の保存・活用については、「第4章 今後5年間に取り組む施策」の「1 総合的・計画的な施策の推進」の「方針6 ふるさとを愛する心と社会に貢献する志の育成」の中で、「3 文化財の保存・継承」に位置付けられている。

## (3) その他の計画等との関係

大綱はそのほか、以下の県の計画等とも整合性を図った。

- ①福井県の都市計画
- ②ふくい観光ビジョン
- ③福井県地域防災計画
- ④福井県の景観づくり

（各種計画における文化財の保存・活用の位置づけは、別添資料2に掲載）

## 第1章 文化財の保存・活用に関する基本的方針

### 第1節 福井県の歴史・地理的環境と文化財

#### (1) 福井県の歴史・地理的環境

福井県は、山中峠・木の芽峠・栃ノ木峠を稜線として嶺北と嶺南に分かれている。歴史的には若狭国と越前国という二つの国から成り立っていた。『日本書紀』の記述によると、若狭国は、天武天皇4年(675)が初見で、現在の敦賀市を除く嶺南地域がその範囲であった。また、越前国は、持統天皇6年(692)が初見で、9世紀前半には現在の嶺北及び敦賀市を加えた範囲となり、以後、明治4年(1871)の廃藩置県に至るまで続いた。

#### ① 地理的自然環境からみた福井

本県の地理的環境の特色としては、まず日本海に接していることが挙げられ、海岸線は、北東から南西にかけて約370キロメートルに及ぶ。嶺北においては、東から南へかけて約1,000～2,000メートル級の山地が続き、九頭竜川・足羽川・日野川に代表される河川はほぼ北に向かって流れ平野部が広がる。嶺南では、湖北山地を背にして、北側の海岸線はリアス海岸の様相を呈し、その間をぬって若狭湾に流入する小河川が狭小な平野を形成しているのが大きな特徴となっている。また、若狭湾に流入する三方五湖は、沈降によってできた5つの湖からできている。

#### ② 日本海交流のなかの福井

鳥浜貝塚や桑野遺跡等から出土した遺物からは、すでに縄文時代から交流範囲が広域にわたっていたことをうかがい知ることができる。また、四隅突出型墳丘墓の存在からも日本海を通じた交流があったことが推測される。この墳丘墓は、弥生時代後期の山陰地方を特徴づける墓制のひとつで、日本海を通じて山陰地方の墓制の強い影響を受けていたことを示している。

大陸・朝鮮半島に向かい合う日本海側に位置する本県は、中国・朝鮮からの使者、文物を受け入れてきた。5世紀の古墳から出土した副葬品の中には金や銀でメッキされた最先端の技術を用いた冠や耳飾り等が見られ、朝鮮半島との関わりをうかがうことができる。8世紀になると、渤海との国交がはじまる。渤海使は、越前・若狭をはじめとする日本海沿岸に来航し、敦賀には使者を迎えるための施設も設けられた記録が残されている。

一方、海と内陸をつなぐ手段として、河川の利用も活発であった。

越前国では、九頭竜・日野・足羽の三大河川を利用した物資の運搬が行われた。九頭竜川河口に位置する三国湊は、中世には、興福寺領の坪江荘に属し、越前各

地の荘園貢納物が集まる場所であった。近世においても物資の集散が盛んであり、福井藩の保護もあって、有力な廻船業者も輩出した越前国にとって重要な湊であった。

若狭国では、遠敷郡の北川が郡内陸部から小浜湊への輸送路として機能した。小浜湊では、中世末期には蝦夷地との海運が開かれ、近世初期には秋田・南部等との取引も盛んとなった。近世に入ると、畿内と北陸・東北を結ぶ中継港として初期の豪商も活躍した。西廻航路が整備されると、越前・若狭を拠点とする廻船が主軸となり、全国流通に深く関与した。

### ③ 越前・若狭における信仰

7世紀後半には、若狭国三方郡において有力氏族により、金堂・塔・講堂・中門等から構成される「興道寺廃寺」が建立された。越前国でも「深草・野々宮・大虫廃寺」等、瓦葺の寺院が相次ぎ建立されて、古代の郡司を中心とした地方における仏教信仰の展開をうかがい知ることができる。

奈良時代から平安時代前期にかけて、越前・若狭では文献に現れない中小の寺院が建立されており、それらの多くが里に近い山間に営まれていた。これら山寺には、神社と対をなしている事例も知られている。例えば、若狭神宮寺と若狭彦神社・若狭姫神社が挙げられる。平安時代中期以降、それらの寺社は国府や国境に集中する傾向を見せ、薬師・阿弥陀・観音等の尊像を本尊として地域における中核的な信仰の場となる。12世紀になると、それらに新たな寺院が加わって、白山との結びつきを強調していく。白山平泉寺が本格的に堂宇を整えたのもこの時期と考えられる。

鎌倉時代には、浄土、禅、法華経を軸とした宗派が起こり、曹洞宗の宗祖道元が越前に招かれ永平寺を開き、遊行上人他阿真教や日蓮の弟子日像が越前府中を拠点に布教を行った。今立郡長泉寺の天台僧孤山隠士が著した『愚闇記』によると、鎌倉時代後期には、時宗・浄土宗・浄土真宗・律宗・法華宗が相当に展開していたことがうかがえる。一方、若狭には、真言宗や臨済宗の僧が教線を拡大した。

室町時代後期には、これら諸宗はさらなる展開をみせた。とくに越前一乗谷に拠を置いた朝倉氏は、天台や禅の教えに帰依し多くの寺院を造営した。一方で浄土真宗本願寺の八代蓮如が越前吉崎を拠点に布教を行った。一向一揆が解体された後もその勢いは盛んで、近世には、いわゆる大谷派・本願寺派それぞれに属す寺院のほか、越前に寺基を定めた三門徒派（専照寺）・山元派（證誠寺）・誠照寺派（誠照寺）・出雲路派（毫撰寺）等、数多くの真宗寺院が営まれた。現在でも、真宗大谷派では、4月末から5月のはじめにかけて蓮如御影を吉崎に迎える蓮如忌が連綿と営まれており、蓮如は地域の人々にとって身近な存在である。

#### ④ 畿内とのつながり ―政治・文化―

福井県の地理的・歴史的環境で特筆されるのは、畿内と近接していることである。古代には、畿内のヤマト政権の勢力が波及した結果、県内各地に大小さまざまな前方後円墳が築造された。また、律令期以降、貴族や寺社は、豊かな平野や日本海流通の拠点となる湊を持つ点に着目し、数々の荘園を設置した。例えば、越前では坪江・河口荘等があり、田烏（多烏）・神子等の浦を拠点とした生産・流通がさかんな若狭には倉見荘や太良荘等が挙げられる。

また越前には、都での戦乱が波及することも見られた。源平争乱や南北朝内乱が事例としてあげられるが、とくに応仁の乱では混乱した情勢の中で朝倉氏が台頭し、やがて越前を統一して領国支配を展開した。朝倉氏は一乗谷に公家たちを招き、様々な文化を取り入れた。

#### ⑤ 幕藩体制下の越前・若狭

朝倉氏・武田氏が滅亡し、織田信長、ついで豊臣秀吉の政権が成立すると、越前・若狭には織豊政権下の部将が入部し、近世的な城郭と城下町を建造した。

関ヶ原の戦い後、幕藩体制が成立すると、加賀藩前田家の抑えとしての役割もあり、越前国北庄（福井）には徳川家康の次男である結城秀康が入部し、親藩である福井藩が置かれた。若狭国小浜は、当初は京極氏が治め、次いで武蔵国川越より酒井忠勝が入部し、領国経営にあたった。

越前では、松平忠直（秀康の子）が配流されたのち、弟忠昌が福井に入ったが、敦賀郡は小浜藩に編入され、大野・勝山・木本にそれぞれ忠昌の弟らが入り、丸岡には本多氏が入ってそれぞれ新しく藩を立てた。

幕末には、福井藩は雄藩の一つとして重要な役割を占めることとなった。福井藩主松平慶永（春嶽）をはじめ、藩士の橋本左内や三岡八郎（のちの由利公正）、また小浜藩では脱藩した梅田雲浜等が新しい日本の形を模索しながら活躍した。

幕末の動乱を経て明治新政府が成立すると、明治2年（1869）、福井藩や小浜藩などの諸藩が藩籍奉還の上表を提出し、そして明治4年（1871）には廃藩置県が行われて藩は解体された。

#### ⑥ 福井県の近代化遺産と戦争・震災遺産

廃藩置県により、福井県域には11県が置かれたが、その後、統合等の紆余曲折を経て、明治14年（1881）2月7日、若狭4郡が滋賀県から、越前7郡が石川県からそれぞれ分離され、現在の福井県が成立した。

明治25年（1892）成立の鉄道敷設法を受けて、福井県内にも鉄道が整備された。明治政府は関西経済圏への商品流通路の要として鉄道を期待し、明治17年（1884）には金ヶ崎―長浜間が開通した。難工事の末、明治29年（1896）に福



井一敦賀間、明治31年（1898）には米原―長浜間が開通し、すでに開通していた東海道線と接続され、福井から東京までが結ばれることとなった。

明治維新後の欧風化や殖産興業政策のもと、「お雇い外国人」の指導で官設の諸産業や官庁の建物が建築された。一方で、日本人技術者たちによって民間でも和洋折衷の「擬洋風建築」が作り出されていった。そして欧風建築の専門家による日本人建築家教育の進展もあり、しだいに本格的な欧米風の近代建築が建てられていった。

明治30年代には、ロシアとの戦争に備えて、舞鶴鎮守府の防衛を目的として高浜町から京都府舞鶴市にかけて要塞群が設置された。堡塁はコンクリートで築造されており、明治期の土木技術の水準をうかがうことができる。

昭和6年（1931）に満州事変が勃発したことを皮切りに、第1次上海事変を経て、昭和12年（1937）の盧溝橋事件により日中全面戦争へと拡大した。第2次上海事変には県下の第三六連隊、第十九連隊が出動したこともあり、各郡の村々で戦況を伝える映画等が放映された。昭和20年（1945）7月12日に敦賀、同19日に福井が米軍による空襲を受け、壊滅的な被害となった。

終戦後の昭和23年（1948）6月28日、福井震災が発生した。被害は福井・坂井平野全域にわたり、約4万6000戸が倒壊・焼失した。その様子は残された写真等から知ることができる。

## （2）福井県の文化財

本県には、原始・古代の遺跡に始まり、多数の仏教美術や建造物、戦国大名朝倉氏・武田氏の築いた城郭と城下町等、時代ごとの特徴を備えた貴重な文化財が県内各地に存在している。また、本県では、豊かな自然と地理的環境のもとに育まれた多種多様な名勝や天然記念物が存在している。以下では、（1）福井県の歴史・地理的環境の区分に沿って、県内の特徴的な文化財を挙げていく。

### ①地理的自然環境からみた福井

本県の豊かな自然・地理的環境は、多種多様な生物・自然的地形を生み出している。嶺北では、輝石安山岩からなる「東尋坊」【天然記念物・名勝】があり、九頭竜川は「アラレガコ生息地」【天然記念物】となっている。また、大野市の湧水地はトゲウオ科のイトヨ生息地（「本願清水イトヨ生息地」【天然記念物】）となっている。特に勝山市北谷では、多種の恐竜化石が発掘され、恐竜時代の古環境が明らかにされ、学術的価値が高いことから「勝山恐竜化石群及び産地」【天然記念物】に指定されている。

嶺南には、若狭湾に流入する5つの湖から構成された「三方五湖」【名勝】がある。嶺北に比べ嶺南は、比較的雪が少ないため、「常神のソテツ」【天然記念物】、

「休岩寺のソテツ（7株）」【県天然記念物】等、嶺北と異なる植物が生息している。また、小浜市加斗から2キロメートル離れた海上に浮かぶ「蒼島暖地性植物群落」【天然記念物】には、暖地性常緑広葉樹の原生林がみられ貴重である。

特に、耳川・南川・佐分利川上流域は「オオサンショウウオ」【特別天然記念物】の生息地となっており、河川の護岸工事や水質汚染などで生息環境が荒廃しないよう適切な保護を行っていく必要がある。

## ②日本海交流のなかの福井

縄文時代の交易を示すものとして「福井県桑野遺跡出土品」【重要文化財】と「福井県鳥浜貝塚出土品」【重要文化財】が挙げられる。

古墳時代では、二本松山古墳（「松岡古墳群」【史跡】）や西塚古墳【史跡】等で出土した副葬品から、朝鮮半島との関わりがあったことがうかがえる。

中世には津軽の十三湊を本拠とする秋田氏（安東氏）が後花園天皇の勅命を受けて羽賀寺の再建に着手し、その後も本堂改築費や様々な宝物を寄進した。このことから日本海を通じた小浜と十三湊との交流があったとみられ、同寺には「秋田愛季・実季像」【県有形文化財】が安置されている。

日本海航路の拠点三国湊には、多くの問屋が営まれていたが、その豪商の家には16世紀の「紙本著色 世界及日本図 六曲屏風」【重要文化財】が伝来した。また小浜の廻船問屋の家にも「世界及日本図 八曲屏風」【重要文化財】が伝来してきた。西廻航路の整備によって越前・若狭に拠点を持つ船主たちが全国流通に深く関与したが、その北前船主の住宅のひとつに「中村家住宅」【重要文化財】がある。

## ③越前・若狭における信仰

古代における寺院の造営の実態や展開を知るうえで重要なのが「興道寺廃寺跡」【史跡】や「大虫廃寺塔跡」【県史跡】等である。一方で、同時期に各地で造営された古代山寺跡は、その多くが未指定文化財である。調査による古代山寺の全容の解明とともに、その史跡の保存が今後の課題である。

神社では劔御子寺の銘をもつ奈良時代の「梵鐘」【国宝】が劔神社に伝わり、若狭彦神社の上・下両社の本殿・神門・楼門【県有形文化財】が、また若狭神宮寺には「木造男神坐像・女神坐像」【重要文化財】が伝えられる。山寺と考えられる多田寺の「木造十一面観音立像」（「木造薬師如来立像」「木造十一面観音立像」「木造菩薩立像」【重要文化財】）、文殊山麓の二上地区にも「木造十一面観音菩薩立像」【重要文化財】が伝えられている。

平安時代後期から鎌倉時代にかけて、越前では、白山信仰に関わる文化財が遺されている。越前の越知山大谷寺では、平安時代後期の「木造十一面観音菩薩坐

像・木造阿弥陀如来坐像・木造聖観音坐像（白山三所権現像）」（「木造十一面観音菩薩坐像他」【県有形文化財】）が伝来する。白山信仰の拠点となった平泉寺の「白山平泉寺旧境内」【史跡】、泰澄伝説に関する「越知山山岳信仰跡」【県史跡】、また白山信仰に関わる史料群として「越知神社文書」【県有形文化財】等がある。

鎌倉時代の寺院建築として重要なのが、「明通寺本堂」【国宝】及び「明通寺三重塔」【国宝】である。加えて同寺には、さまざまな階層からの信仰を集めていたことを示す「明通寺寄進札」【重要文化財】が伝えられている。

道元により開かれた大本山永平寺には、現在、「仏殿・法堂・山門・中雀門・僧堂・大庫院・大光明蔵・監院寮・廻廊（5棟）・承陽殿本殿及び拝殿・承陽門・経蔵・松平家廟所門・舍利殿及び祠堂殿・勅使門」（あわせて19棟）の建造物が重要文化財に指定されているほか、道元自筆の「普勧坐禅儀 附 普勧坐禅儀撰述記」【国宝】、「絹本著色 永平寺歴代祖師像」【県有形文化財】等の文化財が伝えられている。

越前において隆盛を誇った浄土真宗関連の文化財としては、「吉崎御坊跡」【史跡】や絵画においても「絹本著色 親鸞上人伝絵」【県有形文化財】等がある。

#### ④畿内とのつながり—政治・文化—

ヤマト政権の勢力が波及するにしたがい、県内では大小さまざまな古墳が築造された。嶺北では、「松岡古墳群」【史跡】・「横山古墳群」【県史跡】、嶺南では、「上ノ塚古墳」【史跡】・「西塚古墳」【史跡】等があげられる。出土した考古資料としては、泰遠寺山古墳から出土した「玉類」【県有形文化財】、十善の森古墳から出土した「流雲文縁方格規格四神鏡ほか」【県有形文化財】などがある。

中世に入り、南北朝内乱が本格化すると、その戦いの舞台として「金ヶ崎城跡」【史跡】、「杣山城跡」【史跡】があり、新田義貞が戦死したとされる地は、「燈明寺畷新田義貞戦歿伝説地」【史跡】となっている。またこの地からは「鉄製 銀象眼冑」【重要文化財】が出土したと伝えられている。

戦国時代には、越前朝倉氏・若狭武田氏がそれぞれ領国支配を展開した。朝倉氏関連としてその城下町であった「一乗谷朝倉氏遺跡」【特別史跡】と「一乗谷朝倉氏庭園」【特別名勝】があり、出土した「福井県一乗谷朝倉氏遺跡出土品」【重要文化財】は16世紀の武家・庶民の暮らしを知るうえで重要な文化財である。また、朝倉孝景（敏景）・義景の肖像画として心月寺蔵の「絹本著色 朝倉敏景像 附 絹本著色 朝倉義景像」【重要文化財】がある。朝倉氏は公家たちを招き交流を深めたが、その一人である清原宣賢は越前で没し、その墓所が「清原宣賢卿墓所」【県史跡】となっている。なお、中世以降、「越前鳥の子紙」【重要無形文化財】や、「越前奉書」【重要無形文化財】等の越前和紙が朝倉氏等の当時の権力者の庇護・奨励を受け、現在も製紙技術が受け継がれている。

武田氏については、居城であった「後瀬山城跡」【史跡】があり、「絹本著色 武田元光像」【県有形文化財】をはじめとする歴代当主の肖像画が遺されている。

一方、無形の民俗文化財については、宮廷文化を反映した芸能とされる王の舞、念仏踊として京都より伝来したとされる「上中の六斎念仏」【記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財】等、現在も多く嶺南地方に伝承されている。

#### ⑤幕藩体制下の越前・若狭

一向一揆を滅ぼした織田信長は、丸岡城（「丸岡城天守」【重要文化財】）や、大野城（「越前大野城跡」【県史跡】）をはじめとした城郭を築かせ部将を配置した。織田・豊臣氏の支配下では北庄など都市が整備されたが、その性格と商人の動向を知ることができる史料に「橘家文書」【県有形文化財】がある。

幕藩体制が成立すると、越前では福井城（北庄城）を本拠とする福井藩が成立し、やがて丸岡藩等、新たな藩が立てられた。

一方、若狭には京極氏が入部し小浜城（「小浜城跡」【県史跡】）を築城したが、完成を前に転封となり、代わって入部した酒井忠勝が完成させた。また、若狭では宿場や城下町が整備された。例えば、浅野長政による保護・整備が行われた「若狭町熊川宿」、小浜城の城下町として発展した「小浜市小浜西組」（ともに【重要伝統的建造物群保存地区】）がある。なお、熊川宿についてうかがい知ることができる史料として「熊川区有文書」【県有形文化財】がある。

幕藩体制下では、多数の建造物が建築された。寺社建築では、「春日神社本殿」【重要文化財】、「大湊神社本殿」【県有形文化財】や、「大安寺本堂・庫裏・開山堂・開基堂・鐘楼」【重要文化財】等があり、民家では、本県で最も古いとされる「坪川家住宅」【重要文化財】をはじめ、「旧橋本家住宅」【重要文化財】や「旧瓜生家住宅」【重要文化財】等がある。

幕末になると、外国船に備えるため越前では「丸岡藩砲台跡」【史跡】、若狭では「小浜藩台場跡 松ヶ瀬台場跡 鋸崎台場跡」【史跡】がそれぞれ築かれた。

#### ⑥福井県の近代化遺産と戦争・震災遺産

鉄道の整備において、山間部が多い本県では工事が難航したが、明治 29 年（1896）には敦賀―福井間が開通した。敦賀―福井間には「旧北陸線樫曲トンネル」ほか 10 か所のトンネルが遺されており、登録有形文化財となっている。また土木に関わるものとしては、九頭竜川河口に設けられ、防波堤と導流堤の機能を兼ね備えた「三国港（旧阪井港）突堤」【重要文化財】があり、明治 11 年（1878）年に着工し、明治 15 年（1882）に竣工した。明治 30 年代（1897～1906）には、砂防の技術の進展により、赤谷川（日野川支流の田倉川に注ぐ川）上流に 9 か所に及ぶ堰堤（「アカタン砂防大平ミズヤ上堰堤」【登録有形文化財】ほか）が築か

れ、現在に至るまで溪床の勾配緩和と溪岸の安定などに効果を発揮している。

また、明治後半期から大正期にかけて、県内においても近代の建築技法を用いた建造物が見られるようになる。とくに敦賀の「旧大和田銀行本店本館」【重要文化財】は、地上1～3階部分は鉄骨煉瓦造り、地下1階は鉄筋コンクリート造りで、当時の最先端の西洋建築技法が用いられ特筆すべき文化財である。

本県で確認される戦争遺跡として、日露戦争に際して旧舞鶴鎮守府防衛のために設置された舞鶴要塞関連遺跡（吉坂堡塁跡・吉坂付属堡塁）をはじめ、旧日本陸軍連隊跡や軍需工場及び、防空壕跡が挙げられる。

現在、県立歴史博物館をはじめとする文化財関係施設では、戦争資料として、国民精神総動員運動のもとで頒布されたポスター・チラシ・パンフレット、また当時使用された遮光カバーや消火用の投砂弾等の道具が収蔵、展示されている。また、戦時下の社会状況や暮らしを物語る資料として、手紙・手記類がある。これらは文書館等にも一部寄贈され保管・活用されている。

昭和23年（1948）、甚大な被害をもたらした福井震災については、豊富な写真記録等が残されており、それらは平成30年に福井県立歴史博物館の特別展「福井震災70年」で展示された。

以上の戦争遺跡・震災資料は指定文化財ではないが、記憶を次世代へとつなぎ、平和を考え、かつ防災・減災に役立てることができる貴重な文化財である。戦争・震災資料は、まだ一般家庭に眠っていることが想定され、悉皆調査や研究が今後の課題である。

## 第2節 文化財を取り巻く現状と課題

文化財を取り巻く現状のひとつとして、人口の減少や地域の過疎化がまずあげられる。福井県の人口は、平成12年（2000）の82.9万人をピークに減少傾向にある。令和22年（2040）には、63.3万人まで減少する見込みであるという（国立社会保障・人口問題研究所）。特に県外への転出者の増加や県内移動もあり、令和2年には全市町の人口が減少し、特に奥越地域及び各町の人口減少の度合いは大きい。

人口減少や転出により、特に山

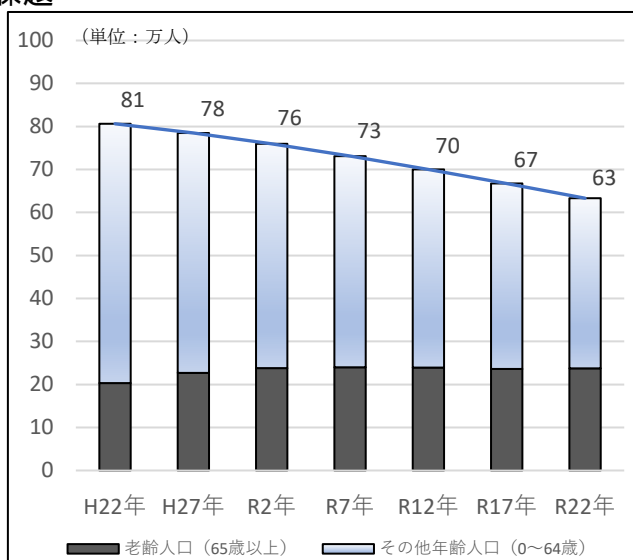


図2 福井県の将来推計人口

出典：国勢調査及び、国立社会保障・人口問題研究所「都道府県別将来推計人口（25年3月推計）」をもとに作成

間部や沿岸部の過疎化は進行しつつあり、代々地域で伝えられてきた祭礼や伝統行事の継続が危ぶまれ、また寺社建築、彫刻や古文書等の維持管理が困難になりつつある。

少子高齢化が、文化財の維持管理にかかる問題に拍車をかけている現状がある。また、転出あるいは転入によって地域コミュニティが衰退し、文化財の価値の理解や共有が困難となり、文化財継承の担い手不足とともに、それに関する伝統産業の後継者の不足につながるといった事態も生じつつあり、文化財保護に係る対応は緊急の課題といえる。

### (1) 文化財の維持・管理等に係る現状と課題

令和元年 12 月末時点の福井県内の指定文化財の件数は、国指定等文化財 185 件（登録、選択文化財は除く）、県指定文化財 401 件にのぼり、指定文化財の件数は年々増加している（内訳は別添資料 3 「福井県内の国指定・県指定等文化財件数」を参照）。

指定文化財の増加は、文化財の保護という観点で大きな意義があるが、一方で維持管理を行っていくうえで必要な対応が十分行えない状況が増えている。例えば、指定等文化財の保存・管理または修理には、多額の経費が必要であり、少子高齢化等による文化財の担い手不足等で、所有者のみでは必要な費用を捻出できず、保存・管理が困難な状況になってきている。指定等文化財の保存・管理については、法令上において、文化財の所有者等（管理者）がその任にあたることとされているが、保存・管理を行う際には、費用面の負担が非常に大きく、また専門的な知見・技術等も必要となるため、困難を伴うことが想定される。

また、収蔵施設の許容量の問題がある。主に、有形文化財や埋蔵文化財の発掘による出土品の保存にあたっては、適切に収蔵する施設が必要となる。本県には、公立・私立の文化財関係施設が多数あり、各施設でそれぞれの

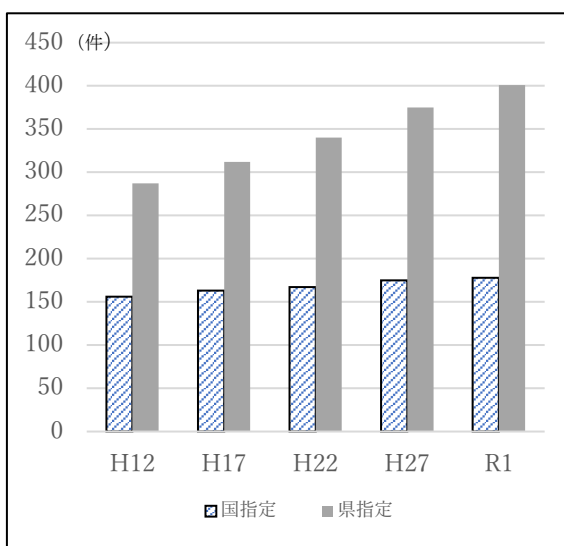


図3 指定文化財件数

表2 管理者変更件数

年 度	平成 17 ～21	平成 22 ～26	平成 27 ～令和元
所有者→公立博物館等へ (寄託件数)	6	8	15

※国・県指定文化財（美術工芸品）の変更件数

特徴をもつ地域等の文化財の収蔵を担っている。

一方で、各施設とも収蔵の許容量に限界があり、適切な収蔵場所の不足が課題となっている。特に、少子高齢化等に伴う文化財所有者の環境が変化し、文化財所有者等から寄贈・寄託の要望が増えており、文化財の収蔵場所の確保は緊急の課題である。

## （２）文化財を担う人材確保に係る現状と課題

県及び市町において、文化財保護行政専門職員や学芸員等の配置状況は、別添資料４のとおりである。文化財分野ごとの専門職員の配置状況には偏りが認められる。

一方、行政の文化財専門職員以外の人材の確保において、現在、建造物についてヘリテージマネージャーの養成が実施されているが、将来的にはそれ以外の文化財分野におけるヘリテージマネージャーの養成を模索していくことも必要である。

## （３）各文化財の現状と課題

### ①有形文化財

不動産の文化財である建造物と、動産の文化財である美術工芸品に分けて記述する。

#### （ア）建造物

これまで、他分野と比較すると建造物調査は一定量実施しており、県内の多岐にわたる建造物が指定等を受けて保存されている。指定を受けた建造物の保存については、原則として所有者等が担うことになるが、修理における経費や、災害等から守る防災については、国や県・市町による財政的支援や、専門的見地からの指導、助言等の技術的支援を行っている。

一方で、未だ調査されていない建造物の中にも近現代建築等の優れたものがあり、調査や保存、保存修理に関する技術の確立とそれに携わる人材の育成等の課題がある。

#### （イ）美術工芸品

指定文化財の件数が最も多い分野である。指定文化財の保存にあたっては、建造物と同じく所有者等の責任においてなされるが、保存の方法として、県としても学識経験者等の助言を仰ぎつつ、所有者等に向けて、必要に応じて指導・助言等の技術的支援を行っている。

修理については、伝統的な技術に加えて、学術的根拠に基づく高度な技術を持つ専門家が必要となる。しかし、そうした専門家の不足に加え、修理等に使用さ

れる道具や素材等の調達が困難になりつつあるのが現状で、専門家の育成や原材料確保などが緊急の課題となっている。また、これまで、本県による美術工芸品に関する悉皆調査は十分になされていない。調査には学術的な専門性が必要となるが、専門家の不足は、体系的・網羅的な調査を困難とする。これらの調査は未指定文化財を含めて、保護を必要とする文化財を把握するという点において不可欠である。専門家の育成とともに県内の関係施設、関係機関との協力等を模索しなければならない。

なお、全国的に盗難被害が増加していることを考えると本県でも防犯対策を行う必要があることから、防犯体制の強化とともに盗難発生時の対応も大きな課題である。

## ②無形文化財

県内では、和紙関係の工芸技術を中心に、国・県指定文化財として指定されており、県は、その保存について、助言等の支援を行っている。

無形文化財は、人間の「わざ」そのものであり、その伝統的な「わざ」を体現・体得した個人または保持団体によって表現されるものであるが、少子高齢化や転出等の急激な変化により、生業として維持していく困難さや「わざ」に対する人々の関心が薄れつつあるのが現状である。

また、美術工芸品と同様に指定要件である伝統技術を継承するために必要な用具や原材料の確保が困難で、その確保をいかに支援していくかが緊急の課題である。

## ③民俗文化財

### (ア)有形の民俗文化財

実際に各地域で行われている行事のために保存・活用されているほか、地域の博物館や資料館等における展示、保存・修理等が行われている。

本県では、件数は多くないものの、地域の特色をうかがうことができる有形の民俗文化財について、指定等の保護措置を講じている。また、無形の民俗文化財についても当てはまるが、有形の民俗文化財は、人々の日常生活と密着した文化財であるだけに、社会状況の変化や、生活様式の変化により滅失してしまう危険と常に隣り合わせにある。

### (イ)無形の民俗文化財

無形の民俗文化財は、有形の民俗文化財と同様、人々の生活の推移を理解する上で、欠くことができない文化財である。福井県では、地域的な特色に基づいて、風俗慣習、民俗芸能、民俗技術等を指定してきた。また、無形の民俗文化財で必



要なものは「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財」として選択されている。

無形の民俗文化財は、地域において、多くの場合、親世代から子世代、子世代から孫世代へと伝承されるものであり、保存にあたっては、地域の人々の結びつきが重要な役割を果たす。

しかしながら、近年の社会状況の変化、とりわけ過疎化、少子高齢化による後継者不足等、無形の民俗文化財を取り巻く状況の厳しきは深刻である。このような中で、市町や関係機関との協力に基づく情報収集や記録作成等によって指定等を含む保護措置を図っていくなど、伝統行事を未来に継承していくための仕組みづくりや対応が大きな課題である。

#### ④記念物

##### (ア) 史跡

発掘調査等の総合的な調査の成果に基づき、史跡の指定がなされている。保全にあたっては、所有者、国、県、市町が連携して行っており、保存活用計画の策定及び個別の整備計画、史跡の公有化、整備の実施を行い、活用を進めている。

ただ、史跡は、その時代や規模等の内容が一様ではなく、現況も様々であるため、統一的な管理方針を示すことは難しい。また、記念物全般に当てはまることであるが、現在指定を受けているもののうち、地番で指定された文化財の中には現在の指定範囲と齟齬が生じ、指定範囲の確定が困難なものがあり、測量等による指定範囲の確定が必要である。

##### (イ) 名勝

名勝は、庭園のように人為的な営為による人文的な名勝と、海浜のような自然の営為による自然的な名勝がある。福井県では、特に庭園を中心に指定等の保護措置を講じている。一方で、自然的な名勝については保護措置を講じているものが少ないのが現状である。

自然的な名勝については、当該地の景観及び地形地質、歴史的背景等を調査の上、自然環境保護部局をはじめとする関係部局と連携を図りつつ、保存の措置をとることが必要である。

##### (ウ) 天然記念物

近年、周辺環境の変化や自然災害、外来種の侵入等の不測の事態が多くみられる。今後、天然記念物の保存にあたって、人の手による計画的な管理・保全が必要となる。

#### ⑤文化的景観

文化的景観は、地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で、我が国民の生活又は生業の理解のために欠くことができないものであり、平成16年の文化財保護法の一部改正により新しく始まった文化財保護の手法である。

本県では、福井市、越前町、南越前町にまたがる「越前海岸の水仙畑と農村景観」において重要文化的景観の選定を目指して取り組んでいる。この文化的景観は、平地の少ない厳しい地形の中、柔軟に生業を変遷していく中で継承され、また副業として急斜面地を活用した水仙栽培が行われる農漁村の特徴が現れた文化的景観であり、日本を代表する水仙の産地の形成過程とこの地域の人々の生活及び生業、風土により形成された景観地である。

文化的景観は、日本の文化を理解する上で重要であるが、身近であるがゆえに、その良さに気づかれることなく失われつつある。特に深刻な課題は、少子高齢化や人口減少に伴う地域社会、地域コミュニティの弱体化である。文化的景観を保護するためには、地域の人々の意識を変えるだけでなく、その地域に活力ある新たな暮らしを生み出すため、行政、地元住民、関係機関との連携が不可欠である。

#### ⑥伝統的建造物群

少子高齢化が進み、空き家が増加する等、将来の集落維持への不安が課題として挙げられる。本県では、伝統的な木造建造物が連なるという特性から、火災や地震、台風等の近年増加傾向にある災害への対応が課題である。

#### ⑦埋蔵文化財

埋蔵文化財を保護する上での課題は、各種開発との兼ね合いである。埋蔵文化財は土地に埋蔵されており、開発行為により一度破壊されると二度と元に戻らないことから、いかに開発事業と折り合いをつけて保護していくかが最大の課題である。

#### ⑧選定保存技術

文化財の保存のために用いられる保存技術は、社会状況の変化や、少子高齢化等によって、後継者不足や技術者の減少といった課題がある。また、修理技法等に用いられる材料や用具を生産するための原材料の不足も大きな課題である。

### (4) 未指定文化財の現状と課題

(3)「各文化財の現状と課題」では、文化財の分野ごとに現状と課題を列挙したが、これらは指定等がなされ保護措置が図られているものが対象となって

いる。現在、文化財の分布・現状等の把握は指定等文化財を中心になされてはいるが、指定等の措置が図られていない文化財についてはその実情が把握されていないのが現状である。これら未指定文化財の分布・現状の把握調査を行い、保護と周知を図る体制づくりが今後の課題である。

以下の節では、こうした未指定文化財への措置も視野に入れた方針を示していく。

### 第3節 文化財保存と活用の方針

保存と活用にあたっては、個々の文化財によって異なるものの、その性格や歴史、人々の信仰や取り巻く環境等の本質的な価値を理解していくことが必要不可欠である。

保存に関しては、現状をしっかりと把握した上で、どのような環境改善や修理を行うかを見極め実施することが重要である。保存が適切に行われることで、活用する際にもどのように活用するかの計画を構築しやすくなり、長期的な文化財の活用の視点にも活かすことが可能である。また、文化財の現状を踏まえ、過剰利用などに配慮した活用も可能になると考える。

以下では、前節で見た文化財を取り巻く課題を踏まえて、今後目指すべき方向性と保存・活用における基本的な方針について示したい。

#### (1) 今後目指すべき方向性

##### ①文化財保護意識の醸成

地域の文化財保護意識の醸成については、県と市町の行政が積極的に文化財の魅力を発信していく必要がある。様々な関係部局と連携・協力しながら、地域の文化財を把握し、地域住民が文化財に接する機会を増やし、文化財を大切にする意識を醸成していく。

また、文化財保存・活用のコーディネーター（市町職員・法人・団体等）や、地域における文化財保護の担い手を育成するとともに、県が市町と協力しながら、分野ごとの専門職員の適切な確保・配置を行っていく。そのうえで、市町が中心となって地域のコミュニティと連携を図ることによって、防災・防犯への積極的取組みなどを通して、文化財の保存・活用の推進を図ることが可能である。

##### ②学校教育・社会教育における文化財の活用

文化財の保護意識を醸成するとともに、将来の文化財の担い手を育成するため、学校教育・社会教育において体験活動等を通し、文化財の理解を深めていく必要がある。例えば、将来の文化財の担い手になっていくのは、地域の子どもたちであり、学校教育の場で文化財の大切さを子どもたちに伝えることが重要で

ある。県は学校教育・社会教育における文化財の活用の取組みを推進し、文化財の価値や受け継いでいくことの大切さへの理解を深めていくことが重要である。

### ③文化財の維持管理

文化財の維持管理の方針として、文化財の価値を維持することが第一である。日常的な維持管理が、文化財の継承への第一歩である。

近年、地震や豪雨、台風に起因する大規模自然災害が全国各地で多発し、文化財にも多大な被害を及ぼしている現状があり、仏像等の美術工芸品の盗難も増えていることから対応策を策定しておくことが重要である。同時に、地域住民の防災・防犯に対する意識向上を図っていくことが大切である。文化財保護行政としては、データベースに、各文化財の修理歴や自動火災報知設備・防犯カメラの有無といった情報を加え、文化財防災ハザードマップの整備などを通じて、防災・防犯に備え、文化財の維持管理の促進を図っていく。

### ④文化財を活かした地域の魅力づくり

地域住民、行政機関、NPO法人等が協働し、地域社会全体で文化財を継承していく仕組みづくりを行う。そして、県内外の人々を呼び込み、新たな文化財継承の担い手となる人材の育成・確保を目指す。

県は文化財の次世代への継承に向けて、地域社会総がかりによる文化財の保存・活用の計画的な取組みに対して積極的に支援を行っていく。

## (2) 保存・活用の方針

### ①調査・指定等

文化財を適切に、かつ末永く保存・活用していくためには、まず地域に所在する文化財の調査を行い、専門的見地に基づいて、文化財の特性を把握することが必要である。調査によって得られた知見は、その後の文化財の指定や登録等につながるのと同時に、保存、修理・整備、活用、防災・防犯対策、その他の基礎資料となるため、文化財の保護にあたっては欠くことができない。

そして、文化財の調査によって得られた知見をもとに、学識経験者等の意見を参考にして、文化財の指定等を行い、文化財を文化財保護行政上に位置付けて保護を図っていく。県の特色を示す文化財については積極的に県の指定業務を推進しているが、今後、市町地域の特色を示す文化財の指定等業務を推進するためにも、市町との協力体制を模索し、文化財の保護を図っていく。

### ②保存

文化財を次世代に継承するためには、文化財の価値を担保して確実に保存し

ていくことが必要となる。

ただし、文化財は各分野により詳細な保存の方針が異なる場合があるため、文化財の最適な保存となるよう、学術的・専門的な知識を有する者の助言を仰ぎ、分野ごとの保存の方針を明確にする必要がある。そのためにも、個別の保存活用計画を策定する等、適切な文化財の保護を図ることが望まれる。

### ③修理・整備等

修理を実施する際には、文化財を適切に保存できる環境を整えることが前提であり、文化財が損傷して保存に堪えない、活用に堪えない等の状況・状態を確認したうえで適切な修理を行うことが大切である。このことは、文化財の価値を損なわないためにも重要である。修理・整備等の実施を検討する際には、修理・整備等の要否を判断できる学識経験者等の助言を仰ぐとともに、文化財保護行政の担当職員も修理・整備に対する専門的知見を獲得し続ける必要がある。また、修理にあたっては様々な状況を想定して、最適な文化財の修理が望まれる。

### ④活用

文化財は、適切に保存・管理されていることを前提として、活用を通じて社会に向けて文化財の価値を発信し、文化財保護意識の醸成に努めていくことで、次世代に確実に継承される基盤が整えられる。

文化財の活用の方向性としては、学校教育・社会教育における活用、まちづくりや公開への活用などが挙げられる。これは、次世代の文化財の担い手となり得る人材の育成や、地域のまちづくりの核になるなど、文化財の多様な価値等を発信する上で効果的と考えられる。

なお、文化財の過剰な活用等により、文化財の価値を損なわないためには、個別の文化財の保存活用計画を作成する等、しっかりとした文化財の保存・管理の方針のもと、文化財の適切な活用を図っていくことが重要である。

### ⑤人材の育成・確保

文化財を保存・活用し、次世代へ継承していくためには、文化財保護の担い手を育成し、かつ確保していくことが不可欠である。まずは、文化財の価値を理解・熟知し、保護・活用を図ることができる人材の育成を図ることが重要であり、その体制づくりが求められる。また、文化財の保存・活用を適切に行える人材の確保は、文化財の多様な価値を社会にアピールすることにつながり、文化財を次世代へ確実に継承していくために必要である。

## 第2章 文化財の保存・活用を図るために講ずる措置

一般に文化財と言えば、国や地方公共団体が指定した文化財を指すと捉えられる場合が多い。しかし本来、文化財とは非常に広い概念である（法令上の文化財の定義については別添資料5）。平成31年3月4日に文化庁が示した「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針」（以下、「指針」）においても、未指定文化財、埋蔵文化財、文化財の伝統的保存技術及び後世に継承していくべきと考えられる文化的所産についても文化財と同等に取り扱う視点の有効性が指摘されている。

この「指針」を受けて、本章においても文化財を幅広く捉え、県内に所在するあらゆる文化財が現在までの福井県を物語るとともに、地域の人々が大切に守り伝えてきた所産として継承されているものとして、その営みに敬意を払い、広く保護の対象としていく。以下では、本県が文化財の保存・活用を図るために講ずる措置を示す。

### ○「指針」が対象とする文化財

- ・文化財保護法（以下、法）第2条に規定される有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群の6類型（国や地方公共団体に指定等されたものだけでなく、何ら行政による保護措置が図られていない、未指定文化財も含む）
- ・法に規定される土地に埋蔵される文化財（埋蔵文化財）や文化財を次世代へ継承する上で欠かせない文化財の材料製作・修理等の伝統的な保存技術
- ・生活文化や国民娯楽など、必ずしも文化財に該当するとは言えないものであっても、各地域にとって重要であり、次世代に継承していくべきと考えられる文化的所産

### 第1節 調査・指定等

第1章第2節の文化財を取り巻く現状と課題、第3節の文化財の保存と活用の方針を受けて、以下では、県が行う調査・指定等について講ずる措置を示す。

#### （1）調査

本県では、国や県を実施主体として、これまでもいくつかの文化財分野において調査を実施してきた（別添資料6）。この他にも、昭和53年度から平成9年度にわたる『福井県史』編纂事業を通じて、ある程度まとまった文化財の把握がなされている。また、国や県が主体で行う調査とは別に、各市町においても必要に応じて調査が実施されている。

県は、広域自治体としてあらゆる文化財の把握に努めていく必要がある。その点で、文化財の調査は不可欠であり、所在確認調査や、学術調査など様々なレベルの調査があるが、そうした調査の成果は、文化財に歴史的・芸術的・学術的価

値を見出すとともに、文化財を指定していくことにもつなげることができる。

**【県が講ずる措置】**

- 広域自治体としてあらゆる文化財の把握に努めていく。
- 総合的な把握がなされていない文化財分野を中心に、悉皆調査に主導的立場で臨み、公立文化財関係施設や市町と協働し、大学等の研究機関と連携を図りつつ、調査を実施していく。
- 未指定文化財の調査を含む文化財の総合的な把握及び市町との共有により、市町が作成する「文化財保存活用地域計画」を支援する。
- 市町が単独で行う調査、市町が大学やNPO等と協力する調査、その他県内の文化財調査の動向について情報収集し、調査計画を把握するなどして調査対象の重複を避ける等の文化財保護行政の調整を図る。
- 調査成果のデータベース化及び市町との共有などを通して、将来的には有機的なつながりのもと、県全体の文化財を把握できる体制づくりを検討する。
- 所有者等の意向を確認しつつ、調査成果を報告書等で公開することを通じて、保存・活用の推進を図っていく。

**(2) 指定等**

福井県では、福井県文化財保護条例第1条のもと、各文化財分野について県指定文化財に指定している（国及び県指定の文化財件数は、別添資料3のとおり）。

指定にあたっては、調査結果や学識経験者等の意見を参考にしつつ、その文化財を文化財保護行政上に位置付けてきた。今後も、所有者等の意向を確認しつつ、文化財の価値を明確にして、指定等の保護措置を推進していくとともに、県は保護措置を講じた責務を果たしていく必要がある。

なお、国の指定等の保護が講じられた文化財は、国税等の税制優遇措置がある。

**【県が講ずる措置】**

- 調査等によって、文化財的価値が明確になった文化財について、所有者等の意向を確認しつつ、県の特色を示す文化財、県として重要な文化財については積極的に県の指定業務を推進する。
- 指定等の保護措置を講じた文化財については、今後も保存・管理における所有者等への指導・助言、修理・整備等における財政的な補助を実施する。
- 文化財によっては国とも協議した上で、国の指定等へ具申していく。
- 市町地域の特色を示す文化財についても、県と市町との調査協力などを通して、市町の指定等業務が推進されるように協力していく。

## 第2節 保存

文化財がその価値を担保して、次世代に保存、継承されるために以下の措置を講ずる。

なお、文化財の分野毎に保存の方針に差異があるため、分野毎の保存の方針については、学識経験者等の助言を仰ぎつつ、方針の明確化を図る。

### 【県が講ずる措置】

- 県指定文化財を管理する紙媒体の指定文化財台帳について、デジタルデータベース化（文化財データベース）を推進し、情報の更新を容易にして所在場所等を明確にするなど、管理及び防災・防犯対策の基礎資料とする。
- 文化財データベースに、所有者の変更や修理歴などを記載することにより、文化財そのものの歩み（文化財カルテ）を残していく。
- 調査が実施された未指定文化財についても同様のデータベース化を図ることで、文化財の保存・管理の充実につなげることを検討していく。
- 文化財毎の保存方針やデータベースについては、将来的には、博物館等の公立文化財関係施設や各市町の文化財保護行政主管課と共有し、保存に対する本県の共通した基盤を構築することを目指す。
- 国・県指定文化財の定期的な点検にあたる文化財保護指導委員による、文化財パトロールの制度を拡充することを検討していく。

以下では、第1章第2節（3）の各文化財の現状と課題を踏まえ、文化財分野毎に講ずる保存の基本的な方針を示す。

### （1）分野毎の保存方針

#### ①有形文化財

##### （ア）建造物

建造物の保存にあたっては、これまで以上に所有者等と緊密な関係を築き、市町や県内関係機関、専門家等と協力しつつ、必要な調査を実施する。そして、調査成果の整理や公開を推進するとともに、保存に向けた条件が揃った建造物については指定等を積極的に行い保護措置を図る。また、確実な保存となるための修理技術の継承や、「ふるさと文化財の森」に代表される修理資材の確保を行い、耐震対策等を進めて、建造物という文化財の特性を踏まえ、安全性を確保し、公開を見据えた保存ができるように助言等の支援を実施する。

なお、地域に眠る歴史文化遺産の発見・発掘、保存・活用をめざす社会貢献活動組織として、「ふくいへリテージ協議会」が建造物を中心とした専門的人材の育成にあたっている。



### (イ) 美術工芸品

美術工芸品の保存・管理については、市町や関係施設と協力して、定期的に保存状態を確認する調査を実施していき、その調査成果に基づき、安全かつ適切な保存環境が整備されるよう所有者等に指導・助言等を行う。具体的には収蔵庫の温湿度の管理や、I P M（総合的有害生物管理）を基本とした保存計画を立てることなどが想定される。また、修理する場合であっても、保存に堪えない、あるいは活用に堪えない文化財についてのみ実施するということが基本的な方針とする。いずれにせよ、日常の管理をおろそかにしないことが必要である。

また、これまで体系的・網羅的な調査が不十分であったため、未指定文化財を含め、美術工芸品の全体像が把握できていない。文化財が把握されていないということは、保護が必要な文化財が見逃されるということでもある。そのため、市町や県内関係施設、あるいは研究機関等と協力しつつ、可能な限り全体的・網羅的な調査の実施を計画的に進めることを検討し、分野、時代、地域等のバランスを考慮しつつ、指定や登録に結実させて保護措置を図っていく。この調査成果については、広く公開していくとともに、データベース化により市町や県内関係施設と共有し、防災・防犯対策を含めた将来にわたる文化財の適切な保存管理、修理、活用等の基礎資料とすることを目指していく。

### ②無形文化財

無形文化財の保存のためには、伝統的な「わざ」の表現を発信することと、その「わざ」に接すること、受け入れる土壌を確立することが必要である。そして、その「わざ」が次世代に受け継がれていくためには、「わざ」に対する興味・関心を抱き、幅広い層に支持されることが重要である。そのため、県としては、今後も助言等の支援を継続すると同時に、保持者や市町等と協力して、「わざ」を社会に発信できる仕組みづくりを検討していく。

また、市町や県内関係機関と協力して、県内における無形文化財の伝承状況等を確認し、その情報を集積しつつ、保存の措置が講じられていないものについては、指定や記録作成などを通して保存の措置を進める必要がある。未指定の無形文化財についても、記録保存等の措置をとるべきものについては、「記録作成等の措置を講ずべき無形の文化財」として選択できる制度があるため、この制度を活用して、映像記録等を用いて社会に広く理解してもらうことが重要である。そのためには、これらの記録を整理し、広く一般に公開していくことも有効である。

### ③民俗文化財

民俗文化財は、衣・食・住や農耕、漁撈、狩猟などの生産・生業活動、あるいは、人の一生や信仰、年中行事といった、生活の様々な場面で使用されてきた用

具類や施設などの有形の民俗文化財と、祭礼や年中行事、人生儀礼などの風俗慣習や、民俗芸能、生活・生業に関わる民俗技術に関する無形の民俗文化財に分類され、人々の生活の推移を理解する上で、欠くことのできない文化財である。以下では、この二つの類型に即して保存の方針を記述する。

#### (ア) 有形の民俗文化財

有形の民俗文化財の保存にあたっては、社会状況の変化、人々の生活様式の変化を注視し、滅失・散逸することのないよう、定期的な保存状況の確認を実施していく必要がある。

また、未指定の有形の民俗文化財については、その文化財のもつ本来の性格や生み出された背景となる地域の特色を踏まえ、生活の推移を理解する上で不可欠のものについて、市町や県内関係施設と協力して情報収集に努め、その状況を把握し、地域の人々に保存についての理解を求める努力をしなければならない。そして、体系的に収集されたものについては指定等の措置を講ずるとともに、収蔵施設等で適切に保存できる環境整備について助言等を行っていく。

#### (イ) 無形の民俗文化財

無形の民俗文化財の保存にあたっては、地域ごとの伝承状況等について、市町や県内関係機関と協力して情報収集にあたりるとともに、保存の措置が必要なものについては指定や記録作成等による保存の措置を推進していく。また、保存団体等の求めに応じて、保存についての助言等の支援を実施するとともに、発表の場を設けて無形の民俗文化財に対する保護意識の裾野を広げていく必要がある。

### ④ 記念物

#### (ア) 史跡

史跡の保存にあたって、適切な管理となる個別の保存活用計画の策定が望まれる。県としては、その策定にあたり必要な助言等の支援を実施し、次世代へと継承されるように努めていく。

また、指定された時期が早く、指定範囲が不明瞭なものについては、将来の適切な管理のため、指定範囲を明確にしていく調査を実施する必要がある。加えて、指定を受けているもの全般について、定期的に現況を把握することが重要である。そして、保護措置の整った史跡を活用することにより、地域の歴史を体感できる空間づくりに資することも検討していくことが望ましい。

#### (イ) 名勝

人文的な名勝の保存にあたっては、市町や県内関係機関と協力し、総合的な調査を実施し、名勝の種類、年代、所在場所等の基本的な情報を収集・整理し、保存に向けた取組みの充実を検討する必要がある。その上で、優れた庭園等については、様々な観点から調査研究を実施し、指定等の保存の措置を講ずるほか、所有者等が自ら保存の措置をとる際には、必要に応じて助言、支援を行っていく。

また、自然的な名勝についても、当該地の景観や地形地質及び歴史的背景を調査の上、自然環境保護部局その他関係部局の取組みとも連携を図りつつ、保存の措置をとることが必要である。

#### (ウ) 天然記念物

天然記念物の保存について、日常の管理は、所有者等が担うこととなるが、再生や保護増殖などの事業にあたっては、学識経験者等の意見を仰ぎつつ、関係部局と連携して実施する必要がある。

そのため、天然記念物の保存にあたっては、その保護体制の充実が不可欠である。また、環境変化が著しい昨今にあつては、所在確認を含めた網羅的な調査を、市町や関係部局と協力して推進していくことが望ましい。その上で、個別の保存活用計画の策定、指定・登録からモニタリングを含む保護措置を講じ、所有者や地域住民、専門家、関係機関や関係行政部局などが連携できる体制を構築することが必要である。

### ⑤ 文化的景観

文化的景観については、自然的、歴史的、生活・生業上の特性などの観点から文化的景観の価値を明らかにする保存調査が必要である。保存調査にあたっては、文化的景観が民俗、建造物、記念物等の様々な要素から成り立っていることを踏まえ、これら各分野の専門家の協力や学識経験者等で構成される保存調査委員会を設置して調査結果を取りまとめる必要がある。県としては適切な助言等の支援を行うとともに、専門家の紹介、保存調査委員会へ参画するなどの支援を実施する。

文化的景観の位置や範囲、保存活用に関する基本方針をはじめ、土地利用や整備、体制などに関する事項を定めた「文化的景観保存活用計画」の策定にあたっては、文化的景観の保存及び活用が図られる計画となるよう、必要に応じて助言等を行っていく。

また、重要文化的景観の選定にあたっては、その区域が、市町が定める景観法に規定する景観計画又は景観地区内にある文化的景観のうち、景観法その他の法律に基づく条例で、保存のための必要な規制を定めていることとされている

ため、県及び市町においては、関係部局が連携・協力していく必要がある。

なお、選定後には整備計画の立案や説明板の設置、復旧・修理・修景に対して、それぞれ国の経費補助とともに、重要文化的景観を形成している家屋で政令で定めるもの及び当該家屋の敷地の用に供される土地に対して固定資産税による税制優遇措置などもある。

全国の文化的景観保護に取り組む市区町村などで構成される「全国文化的景観地区連絡協議会」では、課題共有や情報交換を行い、地域の住民と連携しながら、文化的景観のあるべき姿の構築を目指し、情報発信や普及啓発活動、研修なども行っている。

#### ⑥伝統的建造物群

伝統的建造物群の保存は、保存対策のための学術調査により文化財としての価値を把握し、保存のための方策を総合的に検討した上で、市町が文化財保護法に基づく条例を制定して地区を決定し、保存計画を定めることで進められる。制度の運用には、地域住民や関係機関、専門家、行政等が協力する体制づくりが必要である。また、市町が主体となる制度であるから、県は必要に応じて調査の協力等の支援を行うとともに、円滑に保存の措置がなされるよう、関係部局との調整や、必要な助言を行う。

なお、重要伝統的建造物群保存地区の区域内にある土地の地価税は非課税になる等の税制優遇措置がある。

また、伝統的建造物群保存地区を持つ市町村により構成される「全国伝統的建造物群保存地区協議会（伝建協）」が昭和54年に発足しており、保存するための様々な情報を収集・蓄積し、会員相互で共有するとともに、全国に発信するための活動を行っている。

#### ⑦埋蔵文化財

埋蔵文化財の保存については、各種開発による影響をこうむることのないよう保護措置を講ずる必要がある。県及び市町の文化財保護主管課においては、開発事業の早期把握に努め、開発と埋蔵文化財の保存との協議や調整が必要となる。開発と埋蔵文化財の調整が難しい場合は、事前に発掘調査による記録の保存を行ってきたが、今後も適切な対処をしていく。

発掘調査により出土した遺物については、収蔵施設の確保の上、出土品の整理を行い、公開等による活用を推進する。

調査の成果により、重要な遺跡については、史跡として指定するなどの保護措置を講じ、将来的には適切に保存・活用がなされる取組みを推進していく。

## ⑧選定保存技術

技術を保持する個人・団体に関する県内の状況を調査・把握した上で、特に県内の文化財を保存するための技術について選定していく必要がある。また、県内の個人・団体の技術保持者がその技術を継承する機会を設けつつ、文化財の保存には保存技術が欠かすことができないことを普及啓発していく。さらに、伝統的な修理技法等に用いられる原材料で不足しているものについては、その所在場所等を把握し、情報提供できる仕組みの構築が必要である。

### (2) 文化財収蔵施設の充実化

第1章第2節(1)で記したように、文化財収蔵施設の確保が課題となっている。県は、この課題解決に向けて、各施設からの求めに応じて相談・助言等の支援を行うとともに、各市町や各施設相互の調整役となり、県内の文化財が適切に収蔵される仕組みづくりを検討する必要がある。また、文化財収蔵施設の適切な運用について、温湿度管理や虫菌害対策などの助言等の支援を行いつつ、国や学識経験者等の指導を仰ぐ場を設けることも有効である。そして、将来的には、収蔵施設の建設への補助を含めた支援の拡充を検討する必要がある。

### (3) 所有者、保存団体、管理団体への支援

指定文化財の保存・管理は、経済的な負担、専門的な知見・技術が必要となるため、文化財の所有者等(管理者)のみが保存・管理を担うことはかなりの負担となる。また、少子高齢化、生活様式の変化による社会状況の変化は、文化財の担い手の急激な変化・減少に結びつき、文化財の滅失・散逸等に結びつくことが想定される。そのような事態を回避するため、県は現状変更に関わる所有者等との調整や、所有者等の求めに応じて指導・助言等、補助金の交付等の支援をしていくことが重要である。

県は、国指定等の文化財については、県内の文化財保護を総合的に担う立場から、また県指定文化財については指定した責務を果たすため、学識経験者(文化財保護審議会委員等)や県専門職員、文化財が所在する市町の担当者等と協力しつつ、定期的に文化財の所有者(管理者)の確認及び文化財の状態や保存状況を調査していく必要がある。これらの確認・保存状況調査の成果は、文化財の防災・防犯対策への利用、あるいは文化財の損傷程度を早期に確認できるようになるなどの効果も期待できるため、文化財の適切な保存・管理の観点から、定期的の実施することが重要である。また、県指定文化財の修理について、今後、補助率の拡大により、財政的な支援を充実させていくことも検討する必要がある。

国指定及び登録、選択、選定文化財についても、県は県内文化財について総合的に把握しておく必要がある。保護法の改正により、重要文化財等の所有者等は

保存活用計画を作成し、文化庁長官の認定を申請できることとなったが、その作成には、専門的知見が必要な場合や、認定を受ける基準として、県の大綱や市町の地域計画（策定されている場合）との整合性を満たすことが求められる。所有者等にとっては、作成に際し、かなりの負担になると想定されるため、県は所有者等の意向を図りつつ、その保存活用計画の作成に指導・助言等の支援を行っていくことが重要である。

なお、未指定文化財については、市町や県内関係施設と連携を図りつつ、所有者等の求めに応じて、助言等の支援を実施していく。

### 第3節 修理・整備等

文化財の修理・整備等にあたっては、分野のみの知見に偏らず、文化財の多様な価値を担保する必要がある。以下では、各分野の修理・整備の方針について示す。しかし、修理や整備には個別の文化財の状態の判断も必要となるため、基本的な方針のみにとどめることとする。なお、保存の場合と同様、将来的には、所有者や各市町の文化財保護行政担当者、博物館等の県内文化財関係施設と以下の方針を共有することが有用である。

#### （1）分野別の修理・整備方針

##### ①有形文化財

保存や活用に堪えない状態の文化財に限り、学識経験者等の助言を仰ぎつつ修理を施す。建造物については、公開による活用を想定して安全性にも配慮する。

なお、文化財建造物の保存修理に必要な植物性資材の安定的な確保を目的として、文化庁が「ふるさと文化財の森」を設定している。

表3 県内のふるさと文化財の森設定地

設定地	資材	所在市町
羽賀寺境内林	檜皮	小浜市
明通寺境内林	檜皮	
なかなた茅場	茅	
大瀧神社境内林	檜皮	越前市
おおい町福谷地区 ヒノキ林	檜皮	おおい町

##### ②民俗文化財

有形の民俗文化財については、基本的に有形文化財と同様の対応となる。また、無形の民俗文化財では、使用される器具等を含めて修理にあたっては関係する分野の知見が必要な場合があることに配慮する。

##### ③記念物

記念物全般について、整備の基本計画の策定を促進することが重要である。

史跡等については、保存目的の整備と、活用目的の整備があるが、いずれにし

でも史跡等の内容に応じて、適切に実施する必要がある。

なお、天然記念物の樹勢回復や再生・増殖等の措置が生じた場合は、市町や関係部局と連携を取りつつ、学識経験者等の助言を仰ぎながら保護対策を充実させる必要がある。

#### ④文化的景観

整備計画による、標識や説明板の設置、防災施設設置、文化的景観の構成要素となる物件の復旧修理及び修景がなされなければならない。

#### ⑤伝統的建造物群

保存地区の特性を踏まえて、保存整備計画のもと、伝統的建造物の修理基準、その他の建造物の修景基準、環境物件の復旧基準を設け、適切な修理・整備がなされなければならない。

### (2) 修理・整備に対する支援

指定文化財の保存修理等については、法令に基づき、国、県（市町）による補助金を交付できる制度がある（補助金の概要については別添資料7）。その他に、財団による助成制度も設けられている。財政的支援とは別に、修理や整備にあたっては、国との協議や学識経験者の助言を得たうえで修理・整備がなされることが重要である。このほか関係部局においては、市町が実施する歴史的建造物の改修補助事業に対する支援として、歴史的建造物のうち登録有形文化財建造物及びそれ以外の歴史的建造物（指定文化財を除く）について、その保存とまちづくりへの活用を促進することを目的とした補助がある（交流文化部文化課が所管する「福井の歴史的建造物保存促進事業」。市町への間接補助）。

未指定文化財の修理・整備についても、一部補助金による支援の制度が設けられている。また、未指定文化財であっても、助成の対象となる財団の制度もあるため、そういった情報についても周知を図る。未指定文化財も地域の歴史や文化を物語る上で、貴重なものであるため、県としては、未指定文化財の所有者（管理者）が修理・整備を行うに際し、要望に応じて助言等を行うとともに、学識経験者の指導・助言を仰ぐ場を設けるなどの支援を実施していく。

## 第4節 活用

文化財の価値が担保されていることを大前提として、活用を通じて社会に向けて文化財の価値を発信し、文化財保護意識の醸成に努めていくことで、次世代に確実に継承される基盤が整えられる。

### (1) 学校教育・社会教育への活用

文化財の活用に関し、次世代への継承という視点に立てば、文化財を教育現場に活用していくことが、将来の文化財保護の担い手となり得る人材の育成につながる。学校教育への活用としては、例えば文化財保護行政のOB等が学校に向く出前授業の開催や、文化財保護指導委員による文化財パトロールに合わせた文化財の見学を含めた体験学習を開催していくことが望ましい。

また、社会教育への活用としては、地域の文化財の魅力を住民に伝えるための、公民館における文化財講座や講演会を開催していくことも有効である。

加えて、本県には県内の魅力ある文化財について、ホームページ「福井の文化財」で情報発信しているが、今後も引き続き情報発信を行っていくとともに、ホームページの内容を充実し、写真や動画等を掲載して、学校教育の場や社会教育の場での活用も検討していく必要がある。

### (2) まちづくり・公開への活用

文化財の活用で、最も一般的な取組みとしては、文化財の公開が想定される。公開は、文化財の価値を周知し、広く親しまれる上で有用な手段である。県内でも博物館等の文化財関係施設における公開や、建造物の一般公開などで現在も実施されている。文化財の公開には、まずは県所有の文化財について、これまでに以上に公開を通じた文化財の活用を推進していく。加えて、その他の文化財についても、所有者等に対して文化財の公開についての理解を求め、緊密な調整を図りつつ、より社会への発信力を高めていける公開による活用となるような取組みを推進していく。

とりわけ、建造物や史跡、無形文化財や無形の民俗文化財においては、公開の場を利用して、観賞に加え、体験が可能であり、地域のまちづくりの核になり得るため、これらの文化財の多様な魅力を発信する上で効果的である。また、関係部局の所管するものとして、文化財のみを対象とする制度ではないものの、本県では「福井県伝統的民家の保存及び活用の推進に関する条例」により、伝統的民家の保存・活用を図ることを目的に伝統的民家を「ふくい伝統的民家」に認定する制度がある（交流文化庁文化課所管）。認定を受けた建物は、保存・活用に関する無料相談や専門家による情報提供を受けることができ、認定を受けた建物が一定のまとまりある地域においては、福井らしい集落景観を保全するため、伝統的民家群保存活用推進地区に指定し、地区内で行う集落や街並み景観の保全・活用の取組みに対して支援している。こうした取組みとも連携しつつ、歴史的な建造物の空き家対策などについても、文化財の価値を担保する活用となるように、助言等の支援をしていくことも重要である。

まちづくりによる地域の活性化にあたっては、文化庁が認定する「日本遺産」



の活用も有効である。「日本遺産」は、地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを認定するものである。本県では、平成27年度に認定された「海と都をつなぐ若狭の往来文化遺産群～御食国（みけつくに）若狭と鯖街道～」を含め、計4件のストーリーが認定されている（別添資料8「本県で認定されている日本遺産」）。「日本遺産」への認定は、地域に点在する遺産を「面」として活用し、発信することで地域活性化を図ることを目的としている。認定された当該地域は、認知度の向上による観光誘客の促進だけでなく、構成文化財に対する地域の人々の保護意識の醸成、地域への愛着の高まりが期待される。こうした効果が、持続可能なものとなり、構成文化財のみならず関連する文化財や、文化財を取り巻く周辺地域に有効に作用するように、関係部局や関係市町と協力していく。

## 第5節 人材の育成・確保

文化財を保存・活用し、次世代へ継承していくためには、文化財保護の担い手を育成し、かつ確保していくことが不可欠である。

### （1）人材の育成

文化財を地域社会総がかりで保存・活用していくためには、まず地域の宝である文化財に愛着を持ち、文化財保護活動等に参加する人材の育成・確保につとめていかなければならない。そのため県は、文化財の価値を理解・熟知し、その保護と活用を図ることができる人材の育成を支援していく。そうした人材を中心として、文化財を活かしたまちづくりを総合的に調整できる人材の育成にも努めていかなければならない。それには、文化財保護行政を担う専門職員が、地域住民等に向けて講座を開催するなど有効である。

また、現在、建造物については、平成26年に一般社団法人福井県建築士会により、地域に眠る歴史文化遺産の発見・発掘、保存・活用をめざす社会貢献活動組織として「ふくいヘリテージ協議会」が設立され、ヘリテージマネージャーの養成が実施されている。将来的には、こうした活動を参考にしつつ、建造物以外の文化財分野におけるヘリテージマネージャーの養成も模索していくことも必要である。

文化財保護行政を担う専門職員の育成も必要である。例えば、大学教員等による専門職員に向けた研修の開催や、文化財専門職員が専門以外の文化財に対する知識・技術を獲得することも、人材の育成として重要である。

県は、これら育成の機会を積極的に設定するとともに、文化庁や他の研究機関で行われる研修等を広く周知するなどして人材の育成を推進していく。

## (2) 人材の確保

文化財の保存・活用を適切に行える人材の確保は、文化財の多様な価値を理解して文化財の価値を社会にアピールすることにつながり、長期的には文化財を次世代へ確実に継承していくために必要なことである。

本県では、本節(1)の育成による人材の確保と並行して、文化財保護関係部局において、その適切な人員配置を常に勘案し、文化財分野毎の専門職員を確保・配置することに努めるとともに、文化財に関する学識経験者(文化財保護審議会委員等)をはじめとする専門家を確保することが必要である。

### 第3章 市町への支援の方針

福井県内には、計17市町があり、各市町がそれぞれの域内において、文化財の所有者（管理者）と直接的な関係を築きつつ、文化財保護行政の最前線で、文化財の保存・活用を担っている。県は広域自治体として、各市町がそれぞれの地域、あるいは市町間が連携して歴史的・文化的特徴を十分に生かし、文化財の保存・活用を推進していけるように、次の支援を行う。

#### 第1節 市町が行う保存・活用に関して

文化財の保存・活用を実施するためには、文化財への高い専門的知識や技能を備えた人材のみではなく、行政の仕組みや地域の実情等に明るい人材を要する。しかしながら、市町の中には、限られた人材でさまざまな分野の文化財に対応している場合が少なくなく、市町村合併による市町域の広域化などもあり、職員一人あたりの担当地域が広がり、文化財専門職員の適切な配置の困難さは多くの市町が抱える悩みである。

地域で生まれ、継承されてきた文化財については、今後も地域で確実に保護・継承されていくことを基本理念として、県は広域自治体として市町の保存・活用に向けた取組みに対して、必要に応じて以下の支援を実施していく。

##### （1）調査の取組みへの支援

各文化財分野の専門的人材が配置されていない市町では、自身の専門外の文化財調査を実施することが困難な場合がある。県は、調査において、専門職員による専門的な知見からの助言や相談を受けること等はもちろん、市町からの要望があれば、県専門職員による調査協力や、調査協力が可能な学識経験者や民間団体を紹介する等、市町の文化財把握や指定に関わる業務を積極的に支援する。

##### （2）保存の取組みへの支援

基本的には、第2章第2節において記載した分野毎の保存の方針を市町と共有して、保存が適切になされるように指導・助言等の支援を行う。特に、国指定等の文化財の保存にあたっては、国と市町が協議する必要があるため、それに際して県は円滑な事業の実施のための調整を行う。

また、文化財の収蔵施設について市町の要請があれば、適切な管理・運用について相談等を受け付け、必要に応じて国や学識経験者等との調整を行う。

##### （3）修理・整備の取組みへの支援

第2章第3節に述べたとおり、文化財の価値を担保するとともに、文化財の多

様な価値が保持される修理・整備となるように、指導・助言等の支援を行う。また、市町の求めに応じて、修理・整備に適切な助言ができる、学識経験者の紹介等の支援を行う。

#### （４）活用の取組みへの支援

市町による文化財の活用については、地域に身近な文化財の活用がまず考えられる。身近な文化財の活用は地域の方々に文化財の価値をより直接に発信し、文化財保護を担う人々の裾野を広げる上で有用である。文化財の活用は、文化財保護意識の醸成のためにも、必要であるが、活用にあたっては文化財の価値が損なわれる活用とならないように努めなければならない。県は、市町の活用にあたって、適切な活用がなされているかどうか、必要に応じて指導・助言等を行い、市町に所在する文化財が末永く保護されるように支援する。

#### （５）その他の取組みへの支援

##### ①人材の育成等

人材の育成等にあたっては、県立文化財関係施設における研修の実施による人材の育成や、文化庁をはじめとする外部専門施設による研修の実施を広く周知していくことで、市町専門職員が専門的知見を獲得できる機会を設けていく。また、調査・保存・管理その他について、専門的な知見を有する人材（学識経験者等）を県が紹介することにより、市町の文化財保護行政が充実する人材育成・確保につなげていく。

それとともに、文化財保護行政においては、文化財の分野に関係なく、担当者によるすみやかな対応が必要となる場合が多い。文化財専門職員が未配置の場合は、それが適切に行われず、結果として文化財の保護に大きな支障をきたすことが想定される。県は、そのような状況を回避するため、市町の文化財保護主管課に対して、文化財保護に必要な専門的知識を有する人材を配置することへの理解を求めていく。

##### ②建築基準法の適用除外に関する助言等

歴史的建造物のうち、国宝や重要文化財等は、我が国における貴重な文化的遺産であり、法的に現状変更の規制及び保存のための措置が義務付けられることから、建築基準法の適用除外とされている（建築基準法第3条第1項第1号・第2号）。

また、県や市町が指定する文化財や、国や市町登録の建築物のうち、地方公共団体が定める条例で現状変更の規制及び保存のための措置を講じられている建築物であって、特定行政庁（福井県（福井市以外の市町）及び福井市が該当）が

建築審査会の同意を得て指定したものについても、建築基準法を適用除外できることとされている（建築基準法第3条第1項第3号）。

一方、その他の歴史的建造物については、増改築や用途変更などを行おうとする場合、建築基準法の基準が適用される。市町が歴史的建造物の活用を検討する際は、文化財建造物の価値の担保と建築基準法等が求める規制の両立について、県及び市町の関係部局と連携を図り、情報共有をしつつ必要な助言を行う。その上で、現状変更の規制及び保存のために必要な措置について条例を定め、建築基準法の適用除外を検討する場合は、防火上・耐震上等の観点から安全性をいかに確保していくか十分に検討することが重要である。

## 第2節 地域計画を作成する際の相談や指導・助言等の方針

### （1）基本の方針

平成31年4月に施行された改正法により、市町村は、文化財保存活用大綱が定められているときは当該文化財保存活用大綱を勘案して、当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な計画（「文化財保存活用地域計画」、以下「地域計画」）を作成し、文化庁長官の認定を申請することができることとされている。

県は、地域計画の作成を検討している市町に対して、要望に応じて作成の参考となる情報を提供している。協議会の設置に際しては、学識経験者や民間団体等の紹介を行うなどの支援を行う。また、作成のための協議会には県の文化財保護主管課の職員が構成員として出席するため、県の大綱と照らし合わせて適切な地域計画となるように必要な指導・助言を行い、相談に応じ、国とも調整しつつ、各市町の中長期的な文化財の保存と活用のための地域計画となるようにその策定に向けて積極的に支援する。

また地域計画の作成は、各市町単独での作成だけでなく、市町間が共同して作成することも可能であるから、県は複数市町で作成する地域計画に対して、市町間の調整や助言を行うなど、広域自治体としての支援を行う。

### （2）地域計画を作成することが難しい市町への方針

市町の中には、地域計画の作成を希望しつつも、専門的または行政的人材の配置状況により、作成が難しい場合がある。県は、上記の支援を基本の方針として、市町の要請に応じて、行政事務的、あるいは専門的・技術的に支援を実施する。特に、地域計画の作成にあたっては、域内の未指定を含む文化財の総合的な把握を要するが、多岐にわたる文化財の専門的知識を有する人材を配置することは容易ではない。県は、専門的な支援として県専門職員による調査協力や、県が把握する学識経験者等を紹介するなどの支援を積極的に行う。

## 第4章 文化財の防災・災害等発生時の対応

近年、東日本大震災をはじめとした地震災害や、豪雨・台風による土砂災害、洪水・高潮等の風水害、大規模自然災害が全国各地で多発し、文化財にも多大な被害をおよぼしている。

自然災害以外にも、文化財の盗難や文化財を維持管理するための人材、資金の不足により、管理や修理等の困難な例も見受けられ、これまで地域で継承されてきた文化財が急速に失われていくことが危惧される。

本章では、文化財の防災、防犯のための指針を示す。

### 第1節 防災意識の向上と被災リスクの把握

#### (1) 防災意識の向上

文化財を継承していくにあたって、日常的な管理と非常時の対応が重要である。個人の所有者の文化財維持管理意識の向上は言うまでもなく、地域で管理している文化財においても周辺住民が文化財の価値を理解することも文化財の継承の要因となる。そのため、地域の文化財について住民に周知するための普及啓発を学校教育、社会教育を通じて行う。地域にある文化財について学校への出前授業や地域住民を対象とした見学会、その他、地域の歴史に詳しい方の協力を得て公民館での講座を開催するなどの普及活動を行うことで、地域で守られてきた文化財について知る機会を設けることが必要である。

文化財の存在を周知する活動に加えて文化財の維持管理のため、例えば「文化財防火デー」に合わせた消火訓練と防災・防犯研修会や講習会、無住の寺社の仏像をレスキューする体験の実施といった活動を行うことで、地域住民の文化財レスキューに対する意識を高めるとともに、有事に際して協力を得られるような体制を整備する。また、消防関係機関と協力して火災発生時の対応についての研修を設ける等、消火技術の向上を目指していく。

また、代替わりを繰り返すうちに、維持管理の仕方がよくわからない所有者も今後増えていくと予想されるため、市町の文化財保護主管課と協力して所有者への定期的な連絡と維持管理についての助言を行い、相談窓口の広報をすることも必要である。

#### (2) 被災リスクの把握

文化財の所在場所や現状、想定される災害を把握しておくことで、災害時のすみやかな文化財救出につなげることが可能であるため、文化財台帳と文化財防災ハザードマップの整備が急務である。現在、災害に対する防災ハザードマップは各市町が作成しており、そのデータをもとに市町と協力の上、文化財防災ハザ

ードマップの作成を推進していく。

## 第2節 被災前の予防的対応

### (1) 所有者の文化財管理状況の確認と管理指導

所有者の文化財維持管理状況は、定期的な確認を行うことで、ハード、ソフト両面についての課題を把握することが可能である。把握した課題に応じて、個別の管理方法について助言し、必要な対策をまとめた事業計画を立てることを促す。

今後の維持管理を、所有者や地域で行うことが難しい場合は、市町の文化財保護主管課と協議の上、適切な管理ができる博物館等施設への寄託を含めた管理方法の検討が必要である。

### (2) 文化財防災ハザードマップに基づいた文化財被害の予防

災害時の文化財毀損が文化財防災ハザードマップで予想される地域では、具体的な予防、対応措置を講ずるための指導・助言を行う。

### (3) 個々の文化財の防災対策

文化財に起こりうる被害を具体的に想定した後、文化財の救出について訓練や防災計画を策定しておくことが大切である。

火災に対応できる消火設備や、転倒防止のための免震台の導入等、設備の整備を所有者に促す必要がある。設備の維持管理に際して、定期的な点検を行うだけでなく、老朽時の設備入れ替えを見据えた計画作成への助言等も行っていく。

## 第3節 起こりうる災害と想定される文化財毀損等

文化財毀損が起こる原因として、主に(1)自然災害、(2)その他の被害の2つが考えられる。

### (1) 自然災害

近年、自然災害が多発する現状を考えると、文化財に対しても様々な被害が想定される。

本県で大きな被害を出した昭和23年6月28日発生の福井地震では「丸岡城 天守」【重要文化財】をはじめ、福井平野に属する多くの建造物が震度7を観測する揺れにより倒壊した。今後、福井地震のような活断層のずれによる直下型地震が起こった場合、建造物の倒壊や、仏像等の彫刻の転倒による毀損等が想定される。

また、近年全国的に台風や大雨に起因する風水害の被害も多数発生しており、

平成16年7月16日発生の福井豪雨により「一乗谷朝倉氏遺跡」【特別史跡】が被害を受けたように、短時間の雨量により河川が氾濫した場合、史跡や名勝地が被害を受けたり、建造物や美術工芸品等にも被害が及んだりする例が想定される。ここ数年の大型台風が日本近海まで勢力を維持したまま上陸している事実を考慮すると、記念物の倒木による滅失も今後増加すると想定される。

表4 文化財に被害を及ぼすと想定される自然災害

災害の種類	想定される被害
地震	建造物倒壊・破損、破損物や展示物等の落下による損傷、地震による人的損失、集落の離散等
津波	津波による流出・水損、破壊、水損による生物被害（カビや腐食、腐敗など）、津波による人的損失、集落の離散等
大雨による水害	土石流による水損、破壊、流出、水損による生物被害（カビや腐食、腐敗等）
雪害	建造物の倒壊、屋根瓦の破損、漆喰壁の毀損、倒木、枝折など
台風や竜巻	建造物の漆喰壁や屋根（瓦、茅葺、銅板葺）などの破損、ガラス破損による収蔵品毀損、倒木、倒木による建造物被害、倒木などによる電線の切断による停電等
自然火災	火災による焼失、滅失

※ 被害例は、別添資料9「福井県内で近年に起こった災害による主な文化財被害」を参照

## （2）その他

今後、文化財に被害を及ぼす可能性のある行為や社会的事象についても想定しておく必要がある。

人の手による文化財被害として、まずは盗難による紛失が考えられ、特に美術工芸品は換金目的の盗難へとつながりやすくなる。山奥の無住の寺社に祀られている仏像は日常的に監視することも難しく、盗難被害に遭いやすい。

表5 人の手による文化財の毀損・損失

想定される事例
<ul style="list-style-type: none"> <li>・盗難・売却に伴う所在不明、海外流出等</li> <li>・住居移転や相続に伴う紛失、収蔵物の忘失</li> <li>・落書きや彫り込みによる毀損</li> <li>・液体塗布による毀損</li> <li>・放火、電気系統に起因する出火による焼失・滅失</li> <li>・管理者不在による劣化、虫菌害の発生</li> <li>・地区の伝統芸能の担い手不足による維持困難等</li> <li>・管理・修理費用の不足による劣化、行事の中止等</li> <li>・災害復旧工事に伴う工事による記念物の伐採等</li> </ul>



火災による文化財の消失についても、放火や失火による被害の事例が後を絶たない。管理者の失火による火災よりも、不審火や放火、たばこの火といった事象による火災が多く、常に見回ることができない以上、情報通信技術を駆使した監視のための設備導入を促していく。近年、電気系統によるトラブルが原因の出火も見られ、対策が急務である。

## 第4節 被災時における対応

### (1) 防災対策に係る役割分担

災害が起きた時の対応は、表のとおりである。

表6 防災対策に係る役割分担表

	防災対策	災害発生時	災害発生後
国 (文化庁)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県に助言</li> <li>・ 技術的指導</li> <li>・ 防災対策事業への補助</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国指定の被害状況取りまとめ</li> <li>・ 応急的な保護措置等の助言及び指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文化財救済、修理、技術的・人的支援、補助金支給</li> </ul>
県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町及び文化財所有者へ助言</li> <li>・ 防災に関する啓発</li> <li>・ 防災対策事業への補助</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町からの被害状況報告取りまとめ(国・県指定)、国に報告(国指定)</li> <li>・ 応急的な保護措置等を市町及び所有者へ助言及び指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町に対し文化財の救済、修理、復旧にかかる技術的・人的支援、補助金支給</li> <li>・ 関係機関との調整</li> </ul>
市町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文化財所有者へ助言</li> <li>・ 防災に関する啓発</li> <li>・ 防災対策事業への補助</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国、県指定の被害状況確認、報告、市町指定の被害状況取りまとめ</li> <li>・ 応急的な保護措置等の実施、所有者へ助言及び指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所有者に対し文化財の救済、修理、復旧にかかる技術的・人的支援、補助金支給</li> <li>・ 被災地での文化財保護</li> </ul>
所有者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常的な防災対策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被害状況確認</li> <li>・ 被害状況を市町へ報告(県所有物は県へ)</li> <li>・ 応急的な保護措置を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被災文化財の救済、修理、復旧の計画と実施</li> </ul>

### (2) 災害、盗難発生時の対応

#### ① 災害発生時に求められる対応

災害が発生した場合、すみやかな文化財被害状況の確認を行う必要がある。状況確認が遅くなればなるほど、被災者の家財道具の処分などと並行して文化財(未指定の文化財含む)が処分されたり、文化財が不当に買い取られたりする可能性が高くなり、文化財の流出や廃棄が進む恐れがある。そのため被災後、連絡

網が復旧し次第すみやかに現地確認を実施することが大切である。その際、県はなるべく多く文化財（指定・未指定を問わず）を救出するため、後述するレスキューネットワークの支援を得るための窓口を設け、救出した文化財の保管場所の確保にあたるための調整を行っていく。

毀損した文化財については、専門的な知見をもとに修理にあたらなくてはならない。県の文化財保護審議会委員等の学識経験者の助言や指導を受けながら、修理計画を立てることを強く勧める。記念物の場合、土地の崩落や倒木等の発生も想定され、二次被害を防ぐために、市町文化財保護主管課等に連絡の上、土嚢積み上げ作業や倒木の除去等といった必要な応急措置を行うことも考えられる。この措置は、文化財の価値を最大限損なわないように配慮しながら行う必要がある。

土砂災害による水損の被害を受けた場合、紙本類・木製品類、一部の考古資料については、洗浄や乾燥について慎重な対応が求められる。現状の保全を行ったうえで、適切な対応を専門家等と協議する。

大規模災害発生後には、復興に伴い埋蔵文化財の発掘調査が増加することも予想され、市町文化財保護主管課は早急に事業者と埋蔵文化財保護について調整を図ることが大切である。県は文化庁や関係機関との調整等を行い、復興に最大限尽力していく。

また、災害に伴う復旧事業にあたって道路建設や高台移転といった事業が行われる際、記念物に被害が及ばないような配慮が求められる。なお、災害後の文化財の復旧・復興のあり方については、先行事例を参照の上、検討していく必要がある。

## ②盗難発生時に求められる対応

盗難発生時には、警察や他の都道府県にすみやかに文化財情報を提供し、場合によっては新聞・放送局などのマスメディアにも情報提供をすることにより、盗まれた文化財を数多くの人々に周知し、盗品のマーケットへの流出を抑止する措置を講ずる必要がある。

盗掘や密漁については、発見次第、すみやかに現状確認と関係機関との連携を取り、同一犯による被害の拡大を阻止していく。

## 第5節 防災・防犯管理について

### （1）文化財防災・防犯マニュアルの作成

県は、文化庁が作成したマニュアルを国指定・県指定文化財所有者に配布してきた。今後は、県が「文化財の防災・防犯マニュアル」を作成し、文化財所有者に配布していく予定である。建造物・美術工芸品に加えて、記念物についてのマ

マニュアルの整備を検討していく。所有者による日常的な管理、防犯対策の方法、防災設備の設置と運用方法、毀損時の対応と相談のための窓口となる連絡先を記載し、各種届出書式を巻末に付したものとする。以下のような事態を想定したマニュアルの作成を目指す。

#### ①防災

地震については、建造物の耐震診断を実施し、結果に応じて必要な耐震措置を講ずることで倒壊の被害を軽減していく。美術工芸品や有形の民俗文化財についても、免震台の導入等の措置を講ずることにより落下の衝撃による毀損を防ぐ。

水害、土砂災害に対し、今後作成していく文化財防災ハザードマップをもとに所有者に対してどのような危険があるか、理解を促していく。また、火災の発生に備え、建造物には自動火災報知設備を設置し、防火体制の整備を進めていく。

美術工芸品・有形の民俗文化財は非常時には搬出できるよう、収蔵場所の日常的な確認及び、避難ができる避難計画の作成を呼びかけていく。

#### ②防犯及び管理

近年の仏像や刀剣ブームに起因する文化財の盗難被害が想定される。地域住民の目による盗難抑止や日常的な巡視を行う体制を整えて盗難防止を図る。各文化財の写真や形状、材質、法量を記載した文化財台帳を作成し、所有者や周辺住民が盗難を発見した際に、市場に流出しないような情報を提供できるようにする。人目がない場所に文化財が所在する場合は、監視カメラの導入を呼びかけていく。

収蔵施設等の防犯性を高めることも盗難防止に効果がある。短時間で盗み出すことが困難な防犯性の高い鍵や防犯シャッターの設置などが想定される。

今後予想される人口減少により、文化財の管理者の不足や、代替わりによる所有者移転によって、日常的な手入れが行き届かないことも想定される。文化財を残すために適切な管理が困難な場合、県や市町が管理する収蔵施設に寄託する措置も考えられる。なお、各市町の文化財保護主管課と所有者との間で、日頃から良好な関係を作っておくことが文化財の行方を決めるといっても過言ではない。国宝や重要文化財等については、国の登録美術品制度を利用して登録することで、相続税の優遇措置を得ることができる。

加えて、今回の法改正により国指定・登録の美術工芸品について保存活用計画を策定し、文化庁の認定を受けたうえでしかるべき博物館・美術館等施設に長期寄託することで、相続税の一部納税猶予等の優遇措置を受けることができる。

所有者が文化財を売却したいと考える場合は、国指定の文化財については国

に先買権がある。

## (2) 文化財保護指導委員による巡視・点検

現在、文化財保護指導委員による定期的な巡視・点検を国指定の建造物や記念物等を対象に実施し、巡視・点検の中で、破損状況の発見と防犯対策について確認している。今後は、県指定の建造物や記念物にも拡充すると同時に、市町文化財保護主管課と協力して、美術工芸品の巡視・点検を行うことも検討して、防災・防犯等を推進していく。

## 第6節 文化財レスキューネットワークの構築

近年多発する大規模災害によって、県と市町だけでは文化財レスキューが難しい状況が今後出てくることが想定される。したがって、県内及び県外の行政、大学や研究所、文化財レスキューに関わるNPO等と協力して、非常時に備えた文化財レスキューネットワークを早急に構築しておく必要がある。

本県は、独立行政法人国立文化財機構が主宰する「文化遺産防災ネットワーク推進会議」との連携を図っている。ここでは、各都道府県の文化財担当者や博物館関係者、民間の研究団体などが参加して、文化財防災に係る各種の情報交換や都道府県間の連携について協議を行っている。今後は、各都道府県単位で文化財防災の関係機関等の連携について、検討を進めていく。

県内のネットワーク強化も急がれる。①各市町文化財保護主管課、②県内文化財関係施設、県内大学、③NPO（ふくい史料ネット等）との日頃からの連携を行うとともに、災害時の協力体制の構築について規定していく必要がある。県内広域における救援体制の整備や、非常時には、県の文化財保護審議会を母体とした救援委員会の設置が想定される。

県外のネットワークの構築において、前述の「文化遺産防災ネットワーク推進会議」に加えて、近畿地方2府7県の緊急時救援ネットワーク（建造物）を今後も維持していく。近隣の府県とのレスキューネットワークの構築については、今後も検討していく。

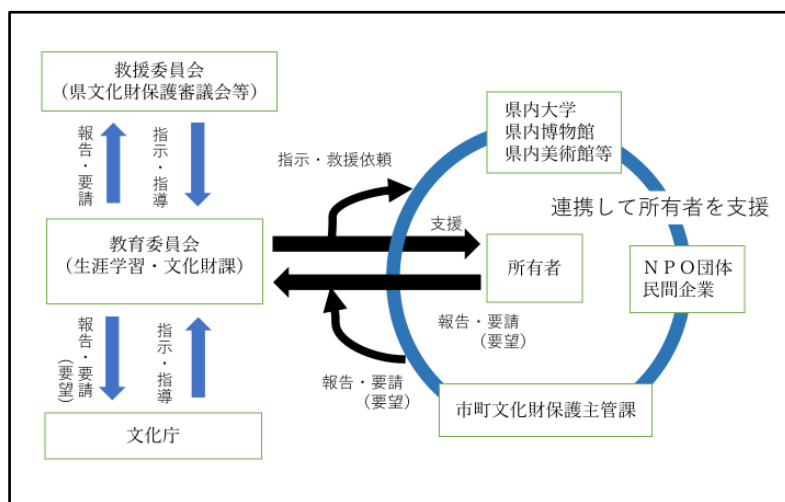


図4 県内文化財レスキュー連携ネットワーク図 (案)

## 第5章 文化財の保存・活用の推進体制

### 第1節 地方文化財保護審議会

#### (1) 県の文化財保護審議会

文化財保護法に基づき、文化財の各分野に関わる専門的知識を有する有識者で構成される福井県文化財保護審議会を設置しており、福井県文化財保護条例に基づき、県教育委員会の諮問に応じて文化財の指定等について調査・審議し、県教育委員会に答申している。

これまで、文化財保護審議会からの指導・助言により、本県の文化財保護行政の専門性が維持されてきたが、文化財概念の広がりとともに多様な文化財に対応する必要が生じており、これに対処するため、必要に応じて部会の再編及び補助員等の人員増加を行うことが望ましい。

#### (2) 市町の文化財保護審議会

市町文化財保護条例に基づき、文化財の各分野に関わる専門的知識を有する有識者の委員で構成された市町文化財保護審議会を設置しており、文化財の指定等について調査・審議し、該当部署へ答申している。

目下、各市町に幅広い文化財への対応が求められており、審議会委員の専門性が高められるように、必要があれば県として有識者等の紹介などの支援を行う。

表7 県及び市町の文化財保護審議会委員数

県及び市町	委員数 (令和元年6月現在)
福井県	15名
福井市	10名
敦賀市	8名
小浜市	7名
大野市	7名
勝山市	5名
鯖江市	7名
あわら市	8名
越前市	10名
坂井市	9名
永平寺町	10名
池田町	6名
南越前町	6名
越前町	8名
美浜町	5名
高浜町	8名
おおい町	10名
若狭町	10名

### 第2節 文化財保護主管課の役割

#### (1) 生涯学習・文化財課

文化財の保存・活用を適切に進めるには、組織体制を構築していくことが大切である。本県では、教育委員会に文化財保護主管課である生涯学習・文化財課が置かれている。

文化財の保存のみではなく、活用が求められる文化財行政の事情など、文化財を取り巻く状況が変化し、保護対象も広がっている。文化財の保存や教育的な活用については、長期的なスパンを視野に入れた計画立案が求められる。

また、本県の文化財保護を統括する組織として十分な機能を果たせるよう、体制について常に検証を重ねるとともに、職員が研修等に参加し、研鑽を積んでいかなければならない。

加えて、文化財に対する施策として、生涯学習・文化財課では、文化財の保存と活用を推進していくため、より効果的に保存・活用できる仕組みを構築できるように、技術的、財政的に支援を行っている。

(補助金については、別添資料7参照)

## (2) 文化財保護指導委員

国指定文化財(史跡、名勝、天然記念物、建造物)及び埋蔵文化財包蔵地について、1人15件担当し、1件あたり年間5回の文化財パトロールを実施している。県の文化財保護指導委員は福井地区2名、坂井地区1名、奥越地区1名、丹南地区2名、嶺南地区2名の計8名で活動している。

県内の指定文化財数は年々増加傾向にあり、現在の人員では県内の文化財を網羅的にパトロールするには不十分で、人員の増加を図っていく必要がある。これに加えて、文化財の専門的知識を有し、指導できる立場の文化財保護指導委員を育成できる体制づくりも急務である。

また、上記のように不動産の文化財についてはパトロールする体制ができているが、今後は動産まで範囲を拡大し、美術工芸品等に対しても保管状況について確認し、助言を行っていく必要がある。その際、温湿度の管理等も含めた保管状態についても記録し、それを踏まえて必要があれば適切な指導ができる体制を作っていく。

このように、パトロール員の不足や専門性向上のため、パトロール員相互の交流により、問題意識の共有や専門的知識を得るための情報交換を実施する場を提供していくことも必要である。

## (3) 市町文化財保護主管課との協力

地域と密着して育まれてきた文化財は、基本的に地域で保存・継承・発展させていくべきである。そのため、言うまでもなく、地域と密接な関係を持つ市町は文化財関係事務を含む全般において重要な役割を担っている。

市町は文化財保護の最前線に立ち、常に文化財の所有者、所在地を把握し、状況確認・所有者等との連絡及び調整・指導、開発事業者等との協議や調整及び各種手続き等を行う立場にある。すなわち、問題が発生した際にいち早く情報を掌握し、対処する必要がある。

市町に対して県は、適切な保存・活用のために必要に応じて、市町と役割を分担し、指導・助言等の支援を積極的に行うほか、財政的支援も行っている。また、文化財保護行政を適切に推進するために、市町の文化財専門職員に対し研修等への参加を働きかけていくことも必要である。市町の要請により県文化財保護審議会委員等、有識者を積極的に紹介していくことも重要である。

なお、県内市町が加盟する福井県史跡整備市町協議会は、平成13年から活動を開始し、史跡等の保存整備及び活用に関する調査研究活動、情報連絡、広報活動を実施している。こうした協議会と協力することで、史跡等の現場の状況確認や広報につなげていく。

### 第3節 関係機関との情報交流を通じた積極的な協力

#### (1) 文化財関係施設との協力

県では学校教育の場や様々な市民イベントで文化財を活用している。こうした中、文化財について充実した企画等を行うために、生涯学習・文化財課は専門知識を有した博物館員と協力し、イベントの運営等を推進していくことが必要である。専門的知識を有している者が講師等を担当し、イベントを盛り上げることで、より広く深く文化財の魅力を発信していくことにつながる。

(文化財関係施設(抜粋)については別添資料10参照)

#### (2) 関係省庁・部局、他県との協力

県では、文化庁・消防庁主唱の文化財防火デーといった文化財保護関連施策に関し、文化財の所有者等と協力して火災等の災害から文化財を守っていく取り組みを実施している。

また、文化財の記録作成や修理に関しては、文化庁と協議のうえ、関係省庁等と協力しながら事業を円滑に進めている。

本県では、歴史的な価値を有する建造物や豊かな自然から守り継がれてきた学術上価値のある、動植物や景観、史跡等、文化財全般の指定がなされている。これらを後世に残すにあたって、土木、自然、農林水産、観光関係部局等、様々な部局と広く協力していく必要がある。

例えば、「三方五湖」【名勝】等の保存や活用は、自然環境関係の部局と協力し、「小浜市小浜西組」【重要伝統的建造物群保存地区】の修理や活用に関しては、建築関係の部局と協力し、関係法令や建築構造等について互いに理解を深めなければならない。

他県との関わりに目を向けると、福井県は地理的・歴史的に畿内と関係が深いことから、その影響を受けた文化が多く流入した歴史があり、関係府県の文化財保護関係部局と情報のやりとり等で協力することで、文化の移動形態をより詳しく探ることができる。また、文化財の公開・展示において、複数府県の文化財を併せることにより、その構造、歴史の推移など、より深く理解することにもつながる。

### (3) 教育機関との協力

地域の伝統や文化財等の文化遺産を継承していく担い手は地域の子どもたちであり、学校教育の場を活用して文化財の大切さを子どもたちに伝えることは重要であることから、今後より一層推進していく必要がある。

県では、小・中・高等学校において、博物館などの見学を通じた教育活動が行われている。このような活動を発展させるべく、学校と文化財の所有者や団体などが学校に出向いて、子どもたちに直接現場の声を伝えながら、文化財の価値を伝えていく体制づくりが重要である。

このような取組みの好例として、越前市の「越前万歳」【重要無形民俗文化財】は味真野小学校のクラブ活動で越前万歳保存会が直接指導し、実際の祭礼の現場で披露している。他に、敦賀市の「杓見御田植祭」【県無形民俗文化財】は使用する扇を、地元の杓見小学校で、杓見御田植祭保存会の指導のもと製作し、子どもが地域文化について興味を持ち、将来の担い手になっていく仕掛けとなっている。

また、発掘調査により出土した土器等を活用した地元学校への出前授業は、文化財の魅力が直接伝えられる手段でもある。自分たちの普段歩いている地中に古い時代の遺物があること等、普段気付かない身近なところに、先祖の生活があったことに気付くことができ、より地域の歴史について理解を深めることにつながる。加えて、実際の現場等での発掘体験を併せることで、実物の石器や土器を掘り出す体験も、より直接的に文化財を知る機会となり、未来へ文化財を残していく意識を高めることにつながる。このように、身近な遺跡から、実体験の学習として提供していくことのできる一つのツールとして活用していくことができる。

子どもたちが学校や地域において定期的かつ継続的に文化財について学習し、体験できる機会の充実を図ることは重要であり、そのためには、学校の自発的取組みだけでなく、文化財保護行政側からの働きかけを行い、教育機関と協力することが大切である。



写真1 味真野小学生による披露



写真2 杓見小学校での杓見御田植祭保存会による祭礼の解説



まずは学校に対して、文化財の活用が地域の活力につながることを、すなわち、地域と密接に関係する学校での活用が地域の活性化に寄与することを理解してもらうとともに、授業の中に文化財の保存と活用に関する内容が盛り込まれるように働きかけていくことが大切である。

なお、こうした取組みに欠かせないのが地域住民であり、子ども会、PTA、町内会等との協力を通して、子どもたちを含む地域全体に対して働きかけていくことが重要である。

#### (4) 民間・NPO・大学との協力

伝統的建造物群や文化的景観、または祭礼といった民俗行事を活用していくためには、行政と地元保存会の協力だけではなく、民間の団体やNPO、さらには大学との協力が欠かせない。

例えば、建造物の「旧木下家住宅」【重要文化財】では、ファンクラブを組織するなどして、地元とともに保存・活用を図っていく体制ができつつある。また、「ふくいヘリテージ協議会」では、研修部会、構造部会、登録部会、伝統技能継承部会を組織し、登録文化財の新たな発掘や、現地研修、構造理解、技能の向上にあたっており、文化財を見る目を養うとともに、保存・活用に向けて活動している。

一方、民俗行事の「敦賀西町の綱引き」【重要無形民俗文化財】では、NPO法人などの団体でつくる伝承協議会を設立し、地元とともにこれを残していく体制が構築されつつある。伝承協議会は、高齢化により、綱引きに用いる綱を固定する土台を作るなどの力仕事などにおいて作業が難しくなった保存会員を補佐する形で加わっている。

大学等の研究機関が文化財調査のため現地調査を実施する場合、学術的な見地で得られた文化財の価値を大学機関等と協力し、地元の人達に還元していくことが、文化財の意識醸成を図っていくうえで重要である。

三方石観世音堂の有形の民俗文化財調査を、平成27年度から令和元年度まで武蔵野美術大学が実施し、ある程度の調査



写真3 「敦賀西町の綱引き」  
準備作業風景



写真4 武蔵野美術大学による出前授業

結果が得られた段階で、地元の三方小学校において、その内容や価値を知ってもらう出前授業が行われた。また、調査をしていた学生たちが企画して、地元の子どもたちを堂に集め、この堂の習俗と関係するイベントを行った。このための資料集め等は堂の管理者にも協力してもらい、その後、主体的に保存していこうという意識の萌芽につながった。地元と調査者との協働のもと、保存と活用の意識が高まった好例である。

文化財は、未来にわたって残していくことが第一段階の条件となるが、その文化財を所有する者が永続的に管理できるとは限らない。そこで、地域の中で活動する者や、文化財と関わった人達が、文化財を地域の宝として考えて残していく取組みが重要である。

### (5) 文化財所有者との今後の協力

文化財のすべての所有者が、必ずしも文化財の専門的知識を有しているわけではない。文化財の指定等が行われていたとしても、長期間保有する中で、文化財に対する適切な管理ができなくなり、結果として毀損、紛失を招く可能性がある。文化財は国民の共有財産であり、これを守り伝えていくという意識を高める必要がある。そのために、日頃から所有者と意思疎通を図り、現状について確認することが必要である。

例えば県生涯学習・文化財課では、国指定・県指定及び国が選択した無形の民俗文化財の保存会に対して、福井県無形民俗文化財保護協議会への加入を推奨している。協議会では年に一度総会を開催し、保存会の抱える問題や要望を聴取している。また、必要な団体に対して補助金を支給したり、支援団体を紹介したりするなどしている。保存会には、相互間の見学会を開催してもらうよう要請し、協議会による見学会を通して、互いに理解を深め合い、問題を共有できる環境を整備しつつある。

今後、このような活動を、建造物や名勝など、様々な分野の文化財に広げていき、所有者同士が悩みや問題点を共有できる場を提供することが必要である。そのために、協議会ネットワークといった形を作り、同様の文化財の所有者や団体

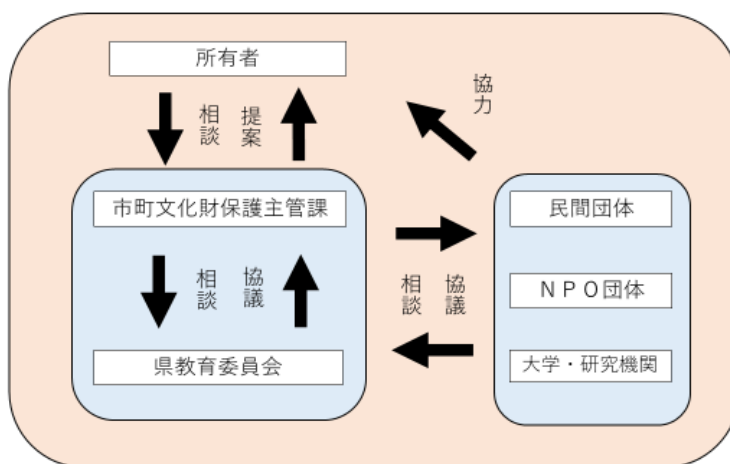


図5 文化財を取り巻く協働関係

の人達が情報交換しあいながら、活動を活発化させることができるような働きかけや、文化財を所有する人達がより具体的な問題を共有し、解決できるような体制の構築を目指していくことが大切である。

文化財は所有者単独で保存していくことが難しくなっているものもある。その場合、市町文化財保護主管課に所有者が相談し、その問題を県でも共有する。そして、解決方法を県と市町文化財保護主管課とが協議し、問題解決にあたる。

この中で、所有者が望む形で活動することができる民間団体やNPO団体、大学・研究機関等とも協議のうえ、文化財の保存や活用への協力ができる体制の構築を目指していくことが望ましい。

## 別添資料 1

### 策定までの経緯

#### (1) 福井県文化財保存活用大綱策定委員会の経過

- 令和元年 9 月 1 日 福井県文化財保存活用大綱策定委員会設置
- 令和元年 9 月 27 日 第 1 回 福井県文化財保存活用大綱策定委員会  
於：福井県庁 2 階 中会議室
- 令和元年 11 月 8 日 第 2 回 福井県文化財保存活用大綱策定委員会  
於：福井県庁 11 階 教育委員会室
- 令和 2 年 1 月 8 日 第 3 回 福井県文化財保存活用大綱策定委員会  
於：福井県庁 2 階 中会議室
- 令和 2 年 3 月 23 日 「福井県文化財保存活用大綱」策定

#### (2) 福井県文化財保存活用大綱策定委員会委員 (◎は会長、○は副会長)

氏名	分野	役職等	備考
菊池 健策	無形民俗	元文化庁主任文化財調査官	県文化財保護審議会委員
久保 智康	工芸品	叡山学院教授 元京都国立博物館職員	県文化財保護審議会委員
斎藤 英俊	建造物	京都女子大学教授	県文化財調査特別顧問
坪川 京子	観光	(株) エクシート執行役員 「福楽」編集長	
永江 寿夫	市町	若狭町歴史文化課長	
◎仁科 章	考古資料	元福井県立歴史博物館長	県文化財保護審議会委員
羽場 千尋	まち づくり	福井県建築士会理事 (有) アーキズム建築設計事務所取締役	
藤井 譲治	古文書	京都大学名誉教授	県文化財保護審議会委員
○吉田 純一	建造物・ 伝建群	福井工業大学客員教授	県文化財保護審議会委員

## 別添資料 2

### 福井県の文化財保存・活用に関する各種計画

#### (3) その他の計画

##### ①福井県の都市計画

都市計画は、まちづくりの将来像をみんなで作って、それを実現するために、土地利用・都市施設・市街地開発事業などの計画を、市町や県が住民の意見を聞いたうえで総合的・一体的に定めるものである。この計画に基づいて、土地利用を規制・誘導するとともに、道路・公園などの整備事業を実施して、住みよいまちづくりを目的としている。

文化財の保護については、「Ⅰ福井県のあらまし」の「3まちの特性」の中で「史跡・文化財として、嶺北には永平寺、一乗谷朝倉氏遺跡、丸岡城、東尋坊などが点在しており、嶺南には小浜市を中心に、神宮寺・明通寺などの国宝や重要文化財が集積しています。」と述べられ、「Ⅲ福井県の都市計画」の「3土地利用計画」の「(2)地域地区」の「⑨伝統的建造物群保存地区」に位置付けられている。

##### ②ふくい観光ビジョン

基本理念を「観光でこころひとつに、活力ある地域の創造～ふくいブームの創出からムーブメント、文化へ～」として、北陸新幹線福井・敦賀開業等を契機に、観光振興の機運を盛り上げ、行政や関係団体、観光事業者のみならず、県民一人一人が自らの果たすべき役割等に対する理解を深め、共通認識のもと県民一丸となって取り組んでいく指針として策定される。観光を通じて交流人口拡大を図り、SDGsの理念に沿って地域の持続可能性を高めるとともに、新たな価値を定着させ、ブームを一過性で終わらせないムーブメント、さらには文化へと高めていくとしている。

文化財の保存・活用については、「Ⅴ戦略の展開」の「基本戦略1 観光で「稼ぐ」」の「1 観光客の心をつかむ」の「(2) 選ばれる観光地へ」で「東尋坊周辺」や「一乗谷朝倉氏遺跡周辺（一乗谷ミュージアム）」、「恐竜博物館周辺（ダイナソーバレーリゾート）」に位置付けられている。また、「(4) スポーツ・文化を観光の目的に」の「②文化の継承・観光活用」にも位置付けられている。

##### ③福井県地域防災計画

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条の規定に基づき作成したもので、本県の防災対策の根幹をなしているものである。この計

画には、本編とそれ以外に「雪害対策編」「震災対策編」「原子力災害対策編」などがある。

文化財の保護については、「第2章 災害予防計画」の「第7節 火災予防計画 第4 文化財火災予防対策」や「第3章 災害応急対策計画」の「第19節 文教対策計画」の「第6 文化財保護対策」に位置付けられている。

#### ④福井県の景観づくり

平成16年に景観法が制定され、関係する法律の改正と合わせ、景観に関する基本的な法制度が確立された。

景観法では、良好な景観は国民共通の資産として整備・保全が図られなくてはならないとされており、そのための国民共通の基本理念や住民、事業者および地方公共団体の役割が定められている。また、景観形成のための行為規制を行う仕組みが整えられた。

本県においても、地域の個性を活かした景観づくりを推進するため、景観行政団体となり景観計画を策定する市町を積極的に支援している。文化財の保存・活用については、平成30年に福井市、敦賀市、小浜市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市、永平寺町の10市町が作成した景観計画の中で、景観計画区域を定めるなど指定文化財を含む景観を保存するための措置が示されている。

別添資料 3

福井県内の国指定・県指定等文化財件数

令和元年 12 月末現在

区 分		国指定		国選定	国選択	国登録	県指定
		国 宝 特 別	重 文 国指定				
有 形 文化財	建造物	2	28			193	28
	絵 画		14				75
	彫 刻		35				80
	工芸品	3	8			1	28
	書跡・典籍・古文書	1	14				21
	考古資料		5				16
	歴史資料		3				6
	計	6	107			194	254
無 形 文化財	芸 能						
	工芸技術		2				4
	計		2				4
民 俗 文化財	有形民俗文化財		1			1	9
	無形民俗文化財		5		12		65
	計		6		12	1	74
史跡・名勝・ 天然記念物	史 跡	1	24				29
	名 勝	1	14			2	7
	天然記念物	4	17			1	33
	名勝天然記念物		1				
	計	6	56			3	69
重要伝統的建造物群保存地区				2			
選定保存技術							
合 計		12	171	2	12	198	401
		183					

別添資料 4

県内文化財専門職員数（臨時任用職員・嘱託職員を除く）

令和元年 12 月末現在

【県職員】（学芸員＋文化財調査員）

専門	専門職員全体		うち文化財保護業務担当人数
	人数	所属別（※）	
建造物	2名	生・文課1名 朝倉1名	1名
美術工芸	7名	歴博2名 若歴1名 美術館2名 古窯1名 陶芸館1名(内任期付1)	0名
文献 (歴史)	12名	生・文課2名(内任期付1名) 文化課1名 朝倉3名 歴博2名 若狭2名 こ歴2名	2名
民俗	4名	生・文課1名(任期付) 歴博1名 若歴2名	1名
名勝 (庭園)	1名	朝倉1名	0名
考古	30名	生・文課1名 朝倉5名 若歴1名 こ歴1名 埋文21名 古窯1名(任期付)	2名
史跡整備	1名	朝倉1名	0名
保存科学	1名	朝倉1名	0名
日本画	2名	美術館2名	0名
現代美術	1名	美術館1名	0名
日本文学	2名	文学館2名	0名
計	63名	学芸員28名 文化財調査員35名	6名

専門分野については、採用時の職種及び職務内容などを反映している。このほか、恐竜博物館、年縞博物館にも学芸員を配置している。

※生・文課：生涯学習・文化財課、歴博：歴史博物館、若歴：若狭歴史博物館、朝倉：一乗谷朝倉氏遺跡資料館、こ歴：こども歴史文化館、古窯：越前古窯博物館、埋文：埋蔵文化財調査センター、文学館：ふるさと文学館

【市町職員】（出先職員含む）

市町	専門職員全体	うち文化財保護業務担当人数（専門内訳）
	職員数（専門）	
福井市	19名 (文献4・美工2・考古13)	6名 (考古6)
敦賀市	5名 (考古3・美工1・歴史民俗1)	2名 (考古2)
小浜市	6名 (考古1・歴史4・民俗1)	5名 (考古1・歴史4)
大野市	2名 (文献1・記念物1)	2名 (文献1・記念物1)
勝山市	4名 (考古4)	3名 (考古3)
鯖江市	3名 (文献1・考古2)	2名 (文献1・考古1)
あわら市	3名 (考古2・文献1)	3名 (考古2・文献1)
越前市	5名 (考古3・歴史1・文献1)	3名 (考古1・歴史1・文献1)
坂井市	6名 (文献4・考古2)	2名 (文献1・考古1)
永平寺町	0名	0名
池田町	1名 (民俗1)	1名 (民俗1)
南越前町	3名 (考古1・歴史2)	3名 (考古1・歴史2)
越前町	3名 (考古2・民俗1)	1名 (民俗1)
美浜町	2名 (考古2)	1名 (考古1)
高浜町	2名 (歴史1・考古1)	2名 (歴史1・考古1)
おおい町	1名 (考古1)	1名 (考古1)
若狭町	3名 (考古2・歴史1)	3名 (考古2・歴史1)
計	68名	40名



## 別添資料 5

### 法令上の文化財の定義

○文化財保護法の規定による文化財の定義

有形文化財	有形の文化的所産で我が国にとって歴史上または芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）ならびに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料	建造物 美術工芸品（絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書、考古資料、歴史資料）
無形文化財	演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上または芸術上価値の高いもの	芸能 工芸技術 その他
民俗文化財	衣食住等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる物件で我が国民の生活の推移の理解のために欠くことのできないもの	無形の民俗文化財（衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術） 有形の民俗文化財（無形の民俗文化財に用いられる衣服、器具、家屋その他の物件）
記念物	遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの、動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの	遺跡（貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅等） 名勝地（庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳等） 動物 植物 地質鉱物
文化的景観	地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景勝地で我が国民の生活又は生業の理解のために欠くことのできないもの	
伝統的建造物群	周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの	

※ 文化財の保存技術：文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能

※ 埋 蔵 文 化 財：土地に埋蔵されている文化財

○福井県文化財保護条例における定義

有形文化財	有形の文化的所産で歴史上または芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）ならびに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料	建造物 美術工芸品（絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書、考古資料、歴史資料）
無形文化財	演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で歴史上または芸術上価値の高いもの	芸能 工芸技術 その他
民俗文化財	衣食住等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる物件で県民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの	無形の民俗文化財（衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能） 有形の民俗文化財（無形の民俗文化財に用いられる衣服、器具、家屋その他の物件）
記念物	遺跡で歴史上又は学術上価値の高いもの、名勝地で芸術上又は観賞上価値の高いもの、動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で学術上価値の高いもの	遺跡（貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅等） 名勝地（庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳等） 動物 植物 地質鉱物

※ 県選定保存技術：県の区域内に存する伝統的な技術または技能で文化財の保存のために欠くことのできないもののうち保存の措置を講ずる必要があるもの

## 別添資料6

### 国・県による主な調査報告書（埋蔵文化財発掘調査報告書を除く）

	タイトル	主体	刊行年	備考
1	福井県遺跡台帳目録	福井県教育委員会	1963	
2	福井県民俗資料緊急調査報告書 昭和39年度	福井県教育委員会	1965	国庫補助事業（昭和37～39年度）
3	穴馬の民俗	福井県教育委員会	1966	国庫補助事業（昭和40年度）
4	福井県の民謡	福井県教育委員会社会教育課 内福井県民俗学会	1967	
5	真名川流域の民俗	真名川流域民俗調査団／編／ 福井県教育委員会	1968	国庫補助事業（昭和42年度）
6	福井県遺跡台帳目録 追加1	福井県教育委員会	1968	
7	北陸自動車道建設に伴う埋蔵文化財分布調査報告書	福井県教育委員会	1968	
8	福井県の史跡・名勝と文化財	福井県広報課／福井県教育委 員会	1969	
9	福井県の民家 昭和44年度	福井県教育委員会	1970	国庫補助事業（昭和43年度）
10	白山を中心とする文化財	文化庁	1972	
11	坂井北部開拓建設事業区域埋蔵文化財分布調査報告	福井県教育委員会	1973	
12	一向一揆関係文書目録 昭和48年度	福井県教育委員会	1973	国庫補助事業
13	一乗谷石造遺物調査報告書 1	福井県教育委員会／朝倉氏遺 跡調査研究所	1975	国庫補助事業（朝倉氏遺跡環境整 備事業）の一環
14	重要遺跡緊急確認調査報告 1	福井県教育委員会	1978	国庫補助事業（昭和52年度）
15	重要遺跡緊急確認調査報告 2	福井県教育委員会	1979	国庫補助事業（昭和53年度）
16	近世社寺建築緊急調査報告書	福井県教育委員会	1981	国庫補助事業（昭和55年度）
17	福井県民俗分布図一緊急民俗文化財分布調査報告書一	福井県教育委員会	1981	国庫補助事業（昭和54～55年度）
18	福井県各地方言収集緊急調査文字化原稿	福井県教育委員会	1982- 1985	国庫補助事業（昭和57～59年度） 調査地点：坂井郡芦原町、勝山 市、南条郡南条町、敦賀市、速敷 郡名田庄村
19	特別天然記念物カモシカ緊急調査報告書	福井県教育委員会	1983	
20	白山カモシカ保護地域特別調査報告書 昭和60-61年度	富山県教育委員会／石川県教 育委員会／福井県教育委員会 ／岐阜県教育委員会	1987	国庫補助事業（昭和60～61年度）
21	福井県の中・近世城館跡	朝倉氏遺跡資料館／編／福井 県教育委員会	1987	国庫補助事業（昭和53～54年度）
22	伊吹・比良山地カモシカ保護地域特別調査報告書 昭和61・ 62年度	京都府教育委員会／福井県教 育委員会／岐阜県教育委員会 ／滋賀県教育委員会	1988	国庫補助事業（昭和61～62年度）
23	福井県の民謡	福井県教育委員会	1988	国庫補助事業（昭和61～62年度）

	タイトル	主体	刊行年	備考
24	若狭の産小屋習俗	文化庁文化財保護部	1989	
25	若狭中核工業団地関係遺跡発掘調査報告書	若狭歴史民俗資料館/編/福井県教育委員会	1991	
26	福井県の諸職	福井県教育委員会	1993	国庫補助事業（平成3～4年度）
27	福井県遺跡地図	福井県教育委員会	1993	国庫補助事業（昭和62～平成4年度）
28	白山カモシカ保護地域特別調査報告書 平成3・4年度	富山県教育委員会/石川県教育委員会/福井県教育委員会/岐阜県教育委員会	1993	国庫補助事業（平成3～4年度）
29	伊吹・比良山地カモシカ保護地域特別調査報告書 平成4・5年度	京都府教育委員会/福井県教育委員会/岐阜県教育委員会/滋賀県教育委員会	1994	国庫補助事業（平成4～5年度）
30	若狭地方主要前方後円墳総合調査報告書	若狭歴史民俗資料館/編/福井県教育委員会	1997	国庫補助事業（平成3～8年度）
31	福井県の近代化遺産	福井県教育委員会	1999	国庫補助事業（平成9～10年度）
32	白山カモシカ保護地域特別調査報告書 平成10・11年度	富山県教育委員会/石川県教育委員会/福井県教育委員会/岐阜県教育委員会	2000	国庫補助事業（平成10～11年度）
33	福井県歴史の道調査報告書 第1集	福井県教育委員会	2001	国庫補助事業
34	伊吹・比良山地カモシカ保護地域特別調査報告書 平成12・13年度	京都府教育委員会/福井県教育委員会/岐阜県教育委員会/滋賀県教育委員会	2002	国庫補助事業（平成12～13年度）
35	福井県歴史の道調査報告書 第2集	福井県教育委員会	2002	国庫補助事業
36	福井県の民俗芸能	福井県教育委員会	2003	国庫補助事業（平成13～14年度）
37	福井県歴史の道調査報告書 第3集	福井県教育委員会	2003	国庫補助事業
38	農林水産業に関連する文化的景観の保護に関する調査研究（報告）	文化庁文化財部記念物課	2003	
39	福井県歴史の道調査報告書 第4集	福井県教育委員会	2004	国庫補助事業
40	福井の歴史的建造物	品川建築事務所/編/三輝設計事務所/編/福井県	2005	
41	福井県歴史の道調査報告書 第5集	福井県教育委員会	2005	国庫補助事業
42	福井県歴史の道調査報告書 第6集	福井県教育委員会	2006	国庫補助事業
43	白山カモシカ保護地域特別調査報告書 平成18・19年度	富山県教育委員会/石川県教育委員会/福井県教育委員会/岐阜県教育委員会	2008	国庫補助事業（平成18～19年度）
44	伊吹・比良山地カモシカ保護地域特別調査報告書 平成20・21年度	京都府教育委員会/福井県教育委員会/岐阜県教育委員会/滋賀県教育委員会	2010	
45	採掘・製造・流通・往来及び居住に関連する文化的景観の保護に関する調査研究報告書	採掘・製造・流通・往来及び居住に関連する文化的景観の保護に関する調査研究会/文化庁文化財部記念物課	2010	

	タイトル	主体	刊行年	備考
46	近代の庭園・公園等に関する調査研究報告書	近代の庭園・公園等の調査に関する検討会／文化庁文化財部記念物課	2012	
47	福井県の近代和風建築	福井県教育委員会	2012	国庫補助事業（平成21～23年度）
48	越知神社・劔神社・瀧谷寺文書目録	福井県教育委員会	2012	国庫補助事業（平成21～23年度）
49	名勝に関する総合調査	文化庁文化財部記念物課	2013	
50	三田村氏庭園調査報告書	福井県教育委員会	2013	文化庁「名勝に関する特定の調査研究事業」委託
51	近代遺跡調査報告書－政治（官公庁等）－	文化庁文化財部記念物課	2014	
52	近代遺跡調査報告書－軽工業－	文化庁文化財部記念物課	2014	第一分冊（紡績・製糸・その他繊維工業・食品）
53	福井県の祭り・行事	福井県教育委員会	2015	国庫補助事業（平成24～26年度）
54	近代遺跡調査報告書－軽工業－	文化庁文化財部記念物課	2015	第二分冊（化学・窯業・セメント・その他）
55	白山カモシカ保護地域特別調査報告書 平成26・27年度	富山県教育委員会／石川県教育委員会／福井県教育委員会／岐阜県教育委員会	2016	国庫補助事業（平成26～27年度）
56	越前焼総合調査事業報告	福井県教育庁埋蔵文化財調査センター	2016	国庫補助事業（平成22～27年度）
57	近代遺跡調査報告書－エネルギー産業－	文化庁文化財部記念物課	2016	
58	近代遺跡調査報告書－重工業－	文化庁文化財部記念物課	2016	
59	伊吹・比良山地カモシカ保護地域特別調査報告書 平成28・29年度	京都府教育委員会／福井県教育委員会／岐阜県教育委員会	2018	国庫補助事業（平成28～29年度）
60	近代遺跡調査報告書－交通・運輸・通信業－	文化庁文化財部記念物課	2018	第一分冊（鉄道・道路・橋梁・隧道・港湾）
61	越前海岸の水仙畑	福井県観光営業部文化振興課	2019	国庫補助事業（平成29～30年度）
62	大音家文書目録	福井県教育委員会	2019	国庫補助事業（平成28～30年度）
63	近代遺跡調査報告書－交通・運輸・通信業－	文化庁文化財部第二課	2019	第一分冊（倉庫・灯台・運河・河川・堤防・飛行場・郵便・電信・電話・その他）

別添資料 7

生涯学習・文化財課 補助金一覧

	補助金の名称	補助金の交付目的	補助事業者	補助事業の経費の範囲	補助率（補助額）
1	国指定文化財保存修理等補助金	文化財の保存活用を図る	文化財の管理者 (所有者または管理団体)	文化財保護法により指定された文化財の保存修理、防災施設、管理、美術工芸品収蔵庫建設または史跡(指定区域)等買上げの事業(ただし、当該年度において国の補助金の交付が決定したものに限り。)に要する経費	1 事業主体が市町の場合 補助対象経費のうち、国庫補助残の1/3以内(史跡等買上げは1/2以内)の定額(ただし史跡等買上げを除いて5,000千円を限度とする。) 2 事業主体が市町以外の場合 補助対象経費のうち、国庫補助残の1/3以内(管理事業は1/2以内)の定額(ただし5,000千円を限度とする。) 3 知事が特に必要と認めるものに限り、その都度別に知事が定める額
2	県指定文化財保存修理等補助金	文化財の保存活用を図る	文化財の管理者 (所有者または管理団体)	条例により指定された文化財の管理、修理、防災施設または保存に要する経費	1 補助対象経費の1/2以内の定額 (ただし、5,000千円を最高限度額とする。) 2 知事が特に必要と認めるものに限り、その都度別に知事が定める額
3	無形民俗文化財伝承支援事業補助金	国および県が指定する無形民俗文化財の後継者育成と伝承活動の活性化を図る	福井県無形民俗文化財保護協議会	無形民俗文化財の後継者育成、伝承活動および広報活動に要する経費	補助対象経費から他の助成団体からの助成額を差し引いた額の1/2以内の額(ただし、1保存団体あたり200千円を上限とする。)

	補助金の名称	補助金の交付目的	補助事業者	補助事業の経費の範囲	補助率（補助額）
4	埋蔵文化財発掘調査等補助金	埋蔵文化財の保護の充実を図る	市町	土地に埋蔵された文化財の発掘調査（ただし、開発行為にかかる緊急調査および史跡内調査、農業基盤整備等事業にかかる発掘調査で、国の補助金の交付が決定したものに限り）に要する経費	補助対象経費のうち、国庫補助残の1/2以内の定額（ただし、県施行の農業基盤整備等に伴う発掘調査を除いて750千円を限度とし、継続事業にあつては4ヵ年を限度とする）
5	重要伝統的建造物群保存地区整備促進事業補助金	文化財の保存活用を図る	市町、所有者等（市町を通じた間接補助）	重要伝統的建造物群保存地区の保存のために市町が行う事業または所有者等の行う事業で、建築物や工作物等の修理事業および当該環境を保存するため必要と認められる物件の管理、修理、修景または復旧に要する経費	<p>1 市町が行う事業の場合 補助対象経費の2.5/10以内の定額</p> <p>2 所有者等が行う事業の場合 ①修理事業 所有者等が行う事業の補助対象経費の2/10以内の定額（ただし、2,000千円を限度とする。） ②修景事業 所有者等が行う事業の補助対象経費の1.5/10以内の定額（ただし、1,000千円を限度とする。） ③防災（近隣火災通報システム）事業 所有者等が行う事業の補助対象経費の1.75/10以内の定額</p>

	補助金の名称	補助金の交付目的	補助事業者	補助事業の経費の範囲	補助率（補助額）
6	指定等文化財 公開支援事業 補助金	文化財の公開・活 用の推進を図る。  (1) 個別文化財の 公開等支援  (2) 地域の文化財 の公開等支援	(1) 文化財の管 理者（所有者ま たは管理団体）  (2) 市町	文化財保護法または福 井県文化財保護条例に より、指定、選定、選択 または登録された文化 財の公開・活用推進に 要する経費	補助対象経費の1/2以 内の定額（ただし、200千 円を限度とする。）
7	丸岡城国宝化 推進事業補助 金	丸岡城の国宝指定 を推進する	坂井市	丸岡城の国宝指定のた めの調査研究に要する 経費	補助対象経費の1/2以 内の定額
8	文化財指定促 進事業補助金	文化財の国指定等 を推進する	市町	国指定等のための調査 研究に要する経費	補助対象経費の1/2以 内の定額
9	重要無形文化 財伝承活動支 援事業補助金	後継者育成と伝承 活動の活性化を図 る	越前生漉鳥の子 紙保存会	重要無形文化財「越前 鳥の子紙」の後継者育 成、伝承活動に要する 経費	補助対象経費から国庫 補助額を差し引いた額 の1/3以内



## 別添資料 8

### 本県で認定されている日本遺産

#### 平成 27 年度認定

<b>【タイトル】</b> 海と都をつなぐ若狭の往来文化遺産群～御食国（みけつくに）若狭と鯖街道～
所在自治体：小浜市、若狭町
<b>【ストーリー概要】</b> 若狭は、古代から「御食国」として塩や海産物など豊富な食材を都に運び、都の食文化を支えてきた地である。また、大陸からつながる海の道と都へとつながる陸の道が結節する最大の拠点となった地であり、古代から続く往来の歴史の中で、街道沿いには港、城下町、宿場町が栄え、また往来によりもたらされた祭礼、芸能、仏教文化が街道沿いから農漁村にまで広く伝播し、独自の発展を遂げた。 近年「鯖街道」と呼ばれるこの街道群沿いには、往時の賑わいを伝える町並みとともに、豊かな自然や、受け継がれてきた食や祭礼など様々な文化が今も息づいている。
<b>【主な構成文化財】</b> 脇袋古墳群、天徳寺古墳群、岡津製塩遺跡、熊川宿、倉見屋荻野家住宅、熊川葛の製作技法、旧料亭酔月、旧料亭蓬嶋楼、旧旭座、後瀬山城跡、世界及日本図八曲屏風、西津七年祭、鯖街道（針畑越え）、遠敷の町並み、若狭神宮寺、明通寺、宇波西神社の神事芸能（若狭の王の舞群）、闇見神社例祭神事、椎村神社の祭り、三方五湖

#### 平成 29 年度認定

<b>【タイトル】</b> 荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間 ～北前船寄港地・船主集落～
本県の所在自治体：敦賀市、南越前町、坂井市、小浜市
<b>【ストーリー概要】</b> 日本海や瀬戸内海沿岸には、山を風景の一部に取り込む港町が点々とみられる。そこには、港に通じる小路が随所に走り、通りには広大な商家や豪壮な船主屋敷が建っている。また、社寺には奉納された船の絵馬や模型が残り、京など遠方に起源がある祭礼が行われ、節回しの似た民謡が唄われている。これらの港町は、荒波を越え、動く総合商社として巨万の富を生み、各地に繁栄をもたらした北前船の寄港地・船主集落で、時を重ねて彩られた異空間として今も人々を惹きつけてやまない。
<b>【主な構成文化財】</b> 鯨蔵、洲崎の高燈籠、船絵馬群（八幡神社 北前船図絵馬ほか）、氣比神宮大鳥居扁額、右近家住宅、中村家住宅、船絵馬仁恵丸、旧岸名家住宅、魚志楼（松崎家住宅）、瀧谷寺、三国港（旧阪井港）突堤、八幡神社奉納物、広嶺神社奉納物、旧小浜港の町並み、北前船古文書群

## 平成 29 年度認定

<b>【タイトル】</b> きつと恋する六古窯 ―日本生まれ日本育ちのやきもの産地―
本県の所在自治体：越前町
<b>【ストーリー概要】</b> 瀬戸、越前、常滑、信楽、丹波、備前のやきものは「日本六古窯」と呼ばれ、縄文から続いた世界に誇る日本古来の技術を継承している、日本生まれ日本育ちの、生粋のやきもの産地である。 中世から今も連綿とやきものづくりが続くまちは、丘陵地に残る大小様々の窯跡や工房へ続く細い坂道が迷路のように入り組んでいる。恋しい人を探すように煙突の煙を目印に陶片や窯道具を利用した塀沿いに進めば、「わび・さび」の世界へと自然と誘い込まれ、時空を超えてセピア調の日本の原風景に出会うことができる。
<b>【構成文化財】</b> （本県関係のもの） 越前焼、劔神社本殿、陶芸越前大がめ捻じたて成形技法、神明ヶ谷須恵器窯跡、越南窯、劔神社文書、越前窯跡群、北窯屋甕墓、三筋壺、越前赤瓦、越前瓦

## 令和元年度認定

<b>【タイトル】</b> 400年の歴史の扉を開ける旅～石から読み解く中世・近世のまちづくり 越前・福井～
所在自治体：福井市、勝山市
<b>【ストーリー概要】</b> 越前・福井では、中世期に地方に生まれ、大量の石を用いて計画的につくられた都市が今も独特の空間を醸し出している。 また、近世期の城下町では、風景に溶け込んだ美しい青色の石が天候によって街並みの色合いを変化させ、自然の力が大地を階段状につくり上げた街の中心部には石の壁が続く。 様々な形に姿を変えて時代を越えてきた石が私たちを出迎える越前・福井は、日本人と石との共生の歴史や屈指の石づくり文化を体感させてくれる地である。
<b>【主な構成文化財】</b> 一乗谷朝倉氏遺跡、白山平泉寺旧境内、一乗谷朝倉氏遺跡出土品、笏谷石、北ノ庄城址、九十九橋、一乗谷朝倉氏庭園、旧玄成院庭園、養浩館庭園

別添資料 9

福井県内で近年に起こった災害による主な文化財被害

令和元年 12 月末現在

発 生 年 月	災 害	指 定 区 分	種 別	文 化 財 名 称	所 在 (市町村)	被 害 内 容
平成 16. 7	福井 豪雨	国	特別史跡	一乗谷朝倉氏遺跡	福井市	土石流による水損
		未指定	考古	福井県埋蔵文化財 センター所蔵品	福井市	土石流による水損
		未指定	古文書	三田村家文書	旧今立町	古文書水損
		未指定	古文書	服部與兵衛家文書	旧今立町	古文書水損
平成 29. 10	台風 21 号	国	建造物	旧瓜生家住宅	鯖江市	倒木による消防用 水道配管破損
		国	名勝天然 記念物	東尋坊	坂井市	倒木、大湊神社の石 造鳥居(未指定)に 直撃、鳥居破壊
平成 30. 2	豪雪	国	建造物	大安寺	坂井市	屋根瓦落下、 屋根軒先折
		国	建造物	瀧谷寺	坂井市	屋根瓦破損
		国	名勝	気比の松原	敦賀市	倒木、枝折
平成 30. 5	火災	国登録	建造物	べにや旅館	あわら市	焼失(登録解除)
平成 30. 9	台風 21 号	国	史跡	白山平泉寺旧境内	勝山市	倒木
		国	建造物	西福寺御影堂	敦賀市	障子窓落下
		国	建造物	中村家住宅	南越前町	戸袋、屋根瓦破損 雨戸、雨樋破損
令和 元. 7	落雷	国	建造物	春日神社本殿	鯖江市	自動火災報知設備 ポンプ小屋故障
令和 元. 10	台風 19 号	国	建造物	丸岡城天守	坂井市	漆喰壁一部剥落

## 別添資料 10

### 県内の文化財関係施設とその特色

#### ○県立の文化財関係施設とその特色

令和2年3月末現在

施設	特色
歴史博物館 (登録博物館)	郷土の歴史、民俗等に関する資料を収集、保管。福井の歴史や、昭和30～40年代の人々の暮らしを網羅的に展示、解説するとともに、講演会、講座等の開催による教育普及
若狭歴史博物館 (登録博物館)	若狭地方の歴史、民俗等に関する資料を収集、保管。若狭地方に焦点をあてた「みほとけ」「祭りと芸能」「歴史」をテーマとした展示、解説を行うとともに、講演会、講座等の開催による教育普及
こども歴史文化館 (登録博物館)	福井県の先人についての展示や、白川静、南部陽一郎など、福井県の人物について展示、解説
美術館 (登録博物館)	福井ゆかりの作家の作品や情報収集に力を入れるとともに、年間を通じて、企画展、テーマ展等を開催。また、実技講座等教育普及事業にも力をいれ、多くの県民が美術に親しむことのできる美術館を目指している
恐竜博物館 (登録博物館)	恐竜を中心とする古生物および地質時代の地球の歴史に関する資料の収集、保管、展示、研究等を行うとともに、屋外での発掘体験を通して自然史系の教育普及にも力を入れている
年縞博物館 (博物館相当施設)	考古遺物などの年代測定の「世界的標準のものさし」となった水月湖の年縞の実物展示のほか、水月湖年縞を目盛りとして7万年間の人類や環境の歴史について展示、解説
一乗谷朝倉氏遺跡資料館	地元の有力大名である朝倉氏に関する展示を行っており、特別史跡一乗谷朝倉氏遺跡の解説も行う
陶芸館・越前古窯博物館	日本六古窯に数えられる越前焼をテーマに展示を行い、郷土の産業について展示、解説
図書館・文書館・ふるさと文学館	図書館は、県民の教養、調査研究、レクリエーション等に資するため、資料を収集、整理、保存し、利用に供している。県文書館は、県に関する歴史的な資料として公文書や古文書を収集、保存し、利用に供するとともに、調査研究を行っている。ふるさと文学館は、福井県にゆかりのある文学者、文学作品等に関する資料の収集、保存、展示、調査研究、教育普及を行っている
埋蔵文化財調査センター	県内の埋蔵文化財の調査研究を行い、福井の先祖達の生活や文化について、現地説明会や出前授業により教育普及に努めている

○市町の主要な文化財関係施設

令和2年3月末現在

博物館の種別	館の所管	施設	特色
登録博物館	福井市	福井市自然史博物館	足羽山の動植物や福井で見つかった化石を展示、解説
	福井市	福井市立郷土歴史博物館	福井市内の先史時代から戦後の復興期にいたるまでの歴史を展示、解説
	福井市	福井市美術館 (アートラボふくい)	福井市の作家作品を中心に収集、展示
	敦賀市	敦賀市立博物館	旧大和田銀行本店建物を活用した博物館で、敦賀市関連の近代までの歴史資料を中心に展示、解説
	大野市	大野市歴史博物館	白山信仰等の中世仏教資料や幕末の大野藩の藩政資料、蘭学資料を収集、展示
	鯖江市	鯖江市まなべの館	郷土の歴史や芸術文化について学ぶことができるように展示、解説
	越前市	武生公会堂記念館	王子保窠跡群出土の遺物や、越前市内で発掘された遺跡の出土品を展示、解説
	若狭町	若狭三方縄文博物館	縄文時代前期に形成された、三方五湖の上流にある鳥浜貝塚出土品を中心に展示、解説
	坂井市	坂井市みくに龍翔館	港町三国を中心に坂井市の自然・歴史・風土等を展示、解説し、講演会等を実施
	あわら市	金津創作の森美術館	現代美術を中心に、伝統工芸、地域にゆかりある作家の作品その他芸術に関する資料収集、研究、展覧会、講演会等の開催、創作活動の研修、支援を実施
	公益財団法人	ふくい藤田美術館	藤田家伝来の美術工芸品及び、藤田氏が収集、愛蔵してきた美術品の保存、展示
	宗教法人	敦賀郷土博物館	敦賀を中心に歴史資料、美術工芸品、動植物や地学資料を展示するとともに、八幡神社収集品を展示
	公益財団法人	勝山城博物館	勝山城の天守を見せるとともに、甲冑、大障壁画等を展示
一般財団法人	吉崎御坊 蓮如上人記念館	浄土真宗八代目の蓮如上人が北陸への布教の拠点とした場所として、蓮如関連の寺宝の展示、解説	
博物館相当施設	若狭町	若狭町歴史文化館	若狭湾に流れる北川流域の前方後円墳等の出土品を展示、解説
	個人	伊藤柏翠俳句記念館	伊藤柏翠に関する作品や資料、蔵書、写真を保存、展示



## 福井県文化財保存活用大綱

発行 令和2年3月  
発行者 福井県教育委員会  
〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17番1号  
Tel. 0776-20-0579 Fax. 0776-20-0672